

第4次 岸和田市障害者計画

平成 29 年 3 月
岸 和 田 市

はじめに

本市では、平成29年3月に「第4次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」が「オール岸和田でつくるつながりと支え合いのまち」をテーマに策定されました。また、最終年度を迎える「第3次岸和田市障害者計画」を見直し、地域福祉計画の考え方を反映させながら平成29年度から始まる「第4次岸和田市障害者計画」を策定しました。

この間、障害者総合支援法の施行をはじめ、障害者雇用促進法の改正、成年後見制度の促進に関する法律、障害者差別解消法が施行されるなど、障害福祉施策を取り巻く環境が大きく変化してきました。

また一方で、地域生活に目を向けると、少子高齢化が進むとともに、複雑化する社会背景などにより、障害のある方の数も増加し、地域での孤立化などに対する支援やつながりづくりなどがあります求められてきています。

第4次岸和田市障害者計画では「だれもが尊厳を持ち、自立を支えあい、ともに生きる社会」の実現を基本理念とし、5つの基本目標や重点課題を定め、様々なネットワークづくりや支援体制の構築などをより強化し、すべての人が住み慣れた地域で、お互いを尊重し、その人らしくいきいきと自立した生活を送ることができる社会の実現をめざしていきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、岸和田市障害者施策推進協議会で議論いただいたほか、アンケートやヒアリング、パブリックコメントなどにおいて、障害のある方やその家族、関係団体などから多くのご意見をいただきました。ご協力いただきました皆様に厚くお礼申しあげます。

平成29年3月

岸和田市長 信貴 芳則

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	3
2. 障害者福祉をめぐる国の動向	3
3. 計画の対象	5
4. 計画の位置づけ	5
5. 計画期間	6
6. 計画の策定体制	6

第2章 障害のある人を取り巻く状況と課題

1. 人口	9
2. 障害のある人の状況	11
3. アンケート調査・団体等ヒアリング調査の結果からみる課題	20
4. 「第3次岸和田市障害者計画」の取り組み状況と課題	27

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	33
2. 施策の体系	34
3. 重点課題	37

第4章 施策・事業の展開

基本目標Ⅰ ともに生き、支えあう地域社会を実現する	41
1. 障害に対する理解の促進	41
2. 障害のある人の尊厳の保持	42
3. 安心・安全対策の推進	44
4. 情報提供・コミュニケーション支援の充実	46
基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばす	47
1. 早期発見・早期療育の推進	47
2. 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実	48
3. 休日や放課後活動の充実	50
4. 生活支援の充実	51
基本目標Ⅲ こころと体の健康を育み、命を大切にする	52
1. 保健・医療の充実	52
2. こころの健康づくり	54
基本目標Ⅳ 生きがいを持ち、活力のある生活を送る	55
1. 就労支援の充実	55
2. 社会参加・余暇活動の促進	57

基本目標Ⅴ いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活基盤をつくる.....	59
1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた支えあいのしくみづくり	59
2. 福祉サービスの充実.....	61
3. 人にやさしいまちづくりの推進.....	63

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	67
2. 計画の進行管理	67
3. 計画の弾力的運用.....	67

資料編

1. 計画の策定過程	71
2. 岸和田市障害者施策推進協議会.....	72
3. 用語の説明	74

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成24年3月に「第3次岸和田市障害者計画・第3期岸和田市障害福祉計画」を策定し、今後めざすべき社会を「だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会」として、各種障害者施策を推進してまいりました。

この間、国の法制度は大きな転換期を迎え、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)では、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした動きのなか、平成26年度には「第3期岸和田市障害福祉計画」の計画期間が終了したことから、障害者総合支援法に基づき、具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定し、平成27~29年度の3年間を計画期間とする「第4期岸和田市障害福祉計画」が策定されました。

このたび、「第3次岸和田市障害者計画」が平成28年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向や障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害福祉施策を総合的に推進するため、「第4次岸和田市障害者計画」を策定します。

2. 障害者福祉をめぐる国の動向

① 「障害者総合支援法」の施行と改正

障害者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月には「障害者総合支援法」が施行されました。また、これに先立つ、いわゆる「整備法」により、障害のある児童への支援も強化されています。

“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

◆障害者総合支援法及び児童福祉法の改正案が閣議決定◆施行期日：平成30年4月1日

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

地域生活への円滑な移行支援

障害福祉サービスから介護サービスへの移行支援

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

障害児福祉計画の策定

② 「障害者基本法」の一部改正

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年 8 月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害のある人の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

③ 「障害者差別解消法」が成立

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成 25 年 6 月に制定され、障害のある人の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられました。施行は一部の附則を除き、平成 28 年 4 月 1 日となっています。

④ 「障害者虐待防止法」が成立

虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐことを目的として平成 24 年 10 月に施行され、国や自治体、障害者福祉施設で働く者、障害のある人を雇用する者は、※虐待の防止等に努めなければならないことや、障害のある人への虐待を発見した者には通報を義務づけるなどの具体的な対策を定めています。

⑤ 「成年後見制度の促進に関する法律」が施行

認知症や知的障害など判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う※成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行されました。担い手確保のため市民の後見人を育成するほか、選任する家庭裁判所の監督体制を強化するなど、政府に必要な法整備や財政上の手当てを速やかに講じるよう義務づけ、自治体には地域の特性に応じた施策づくりと実施を求めています。

⑥ 「障害者基本計画」の策定

「障害者基本法」に基づく計画として、国における障害者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第3次）」が平成 25 年 9 月に策定されました。この計画は平成 25 年度から平成 29 年度までの、概ね 5 年間を計画期間としています。

また、障害者基本法改正（平成 23 年）、障害者差別解消法の制定（平成 25 年）等を踏まえ施策分野の新設及び既存分野の施策の見直しが行われ、成果目標の設定及び計画の推進体制が強化されています。

3. 計画の対象

障害者基本法第二条において、障害のある人を次のように定義しています。

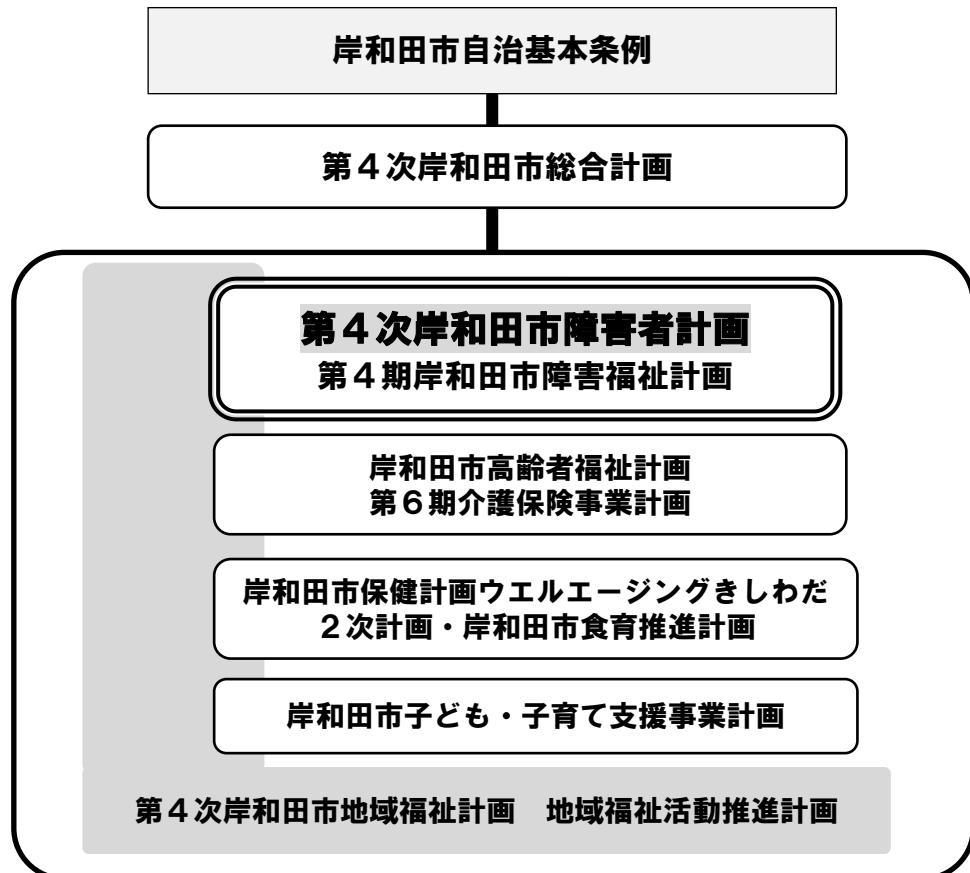
身体障害、知的障害、精神障害（※発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

本計画の対象は、法の規定に基づき、障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人すべてとして、※高次脳機能障害のある人や※難病患者等も含みます。

4. 計画の位置づけ

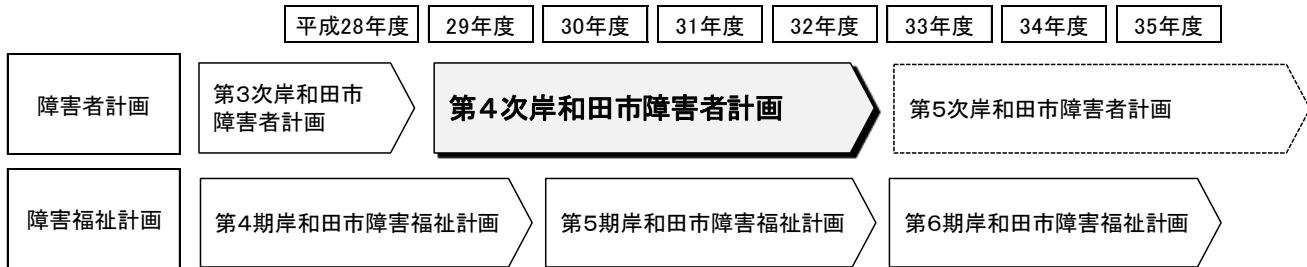
本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として、本市における障害のある人のための総合的な施策に関する基本的な計画となります。

本計画の策定にあたっては、「第4次岸和田市総合計画」を上位計画とし、「第4次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」「第4期岸和田市障害福祉計画」「岸和田市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」等の関連計画との整合を図り策定します。



5. 計画期間

本計画は、平成 29 年度から平成 32 年度までの4年間を計画期間とします。なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



6. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、計画の円滑な推進を図るために設置された市民等によって構成される「岸和田市障害者施策推進協議会」を中心に、ヒアリング調査等による市民ニーズを踏まえ、策定しました。

(1) 岸和田市障害者施策推進協議会

学識経験者、障害者（児）団体、社会福祉関係者、サービス提供事業者、医療機関関係者、市民委員（20名）による「岸和田市障害者施策推進協議会」において、審議を行いました。

(2) 関係団体アンケート及びヒアリング

障害者施策に関するニーズや課題を把握するため、当事者団体・関係機関に対するアンケート及びヒアリングを実施しました。

(3) 福祉に関するアンケート調査結果の考察

「第4期岸和田市障害福祉計画」策定に向けて平成 26 年度に実施した「福祉に関するアンケート調査」の分析結果から、障害のある人の生活ニーズや、障害者施策に関する意見を再整理しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画素案について広く意見を募集するため、平成 29 年 1 月 25 日（水曜日）から平成 29 年 2 月 24 日（金曜日）まで、計画素案をホームページに掲載するとともに、福祉政策課窓口、広報広聴課情報公開コーナー、福祉総合センター、保健センター、東岸和田・山直・春木の各市民センター、山滝支所で閲覧ができるようにしました。

第2章 障害のある人を取り巻く状況と課題

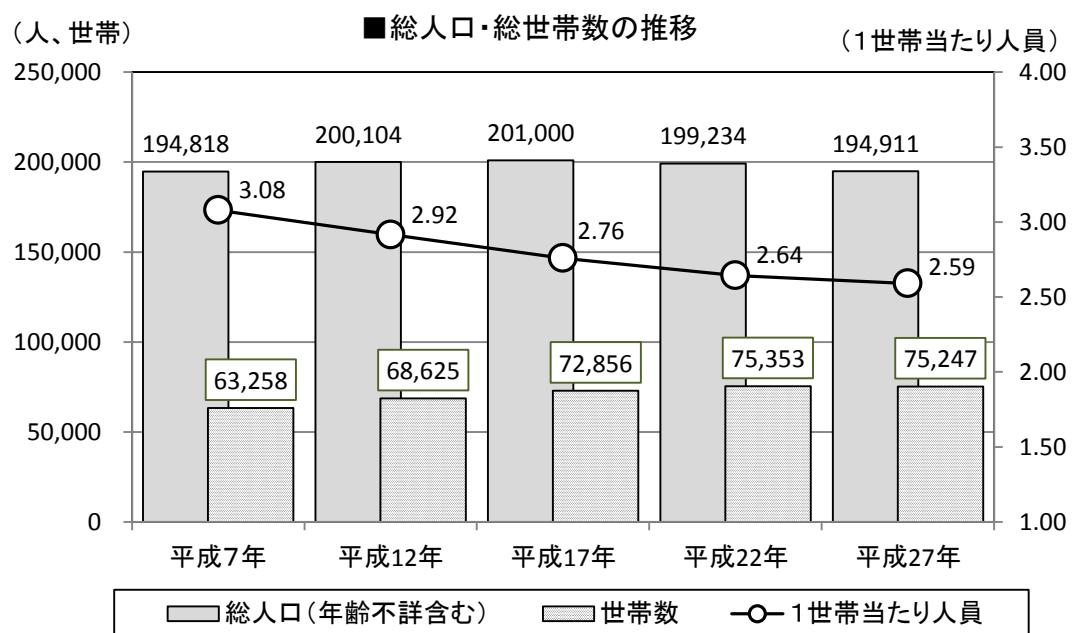
1. 人口

(1) 総人口と総世帯数

平成7年以降の本市の総人口の推移をみると、平成17年の201,000人をピークに減少に転じ、平成27年には194,911人となっています。

総世帯数については、平成22年までは一貫して増加していましたが、平成27年には75,247世帯となり、減少に転じています。

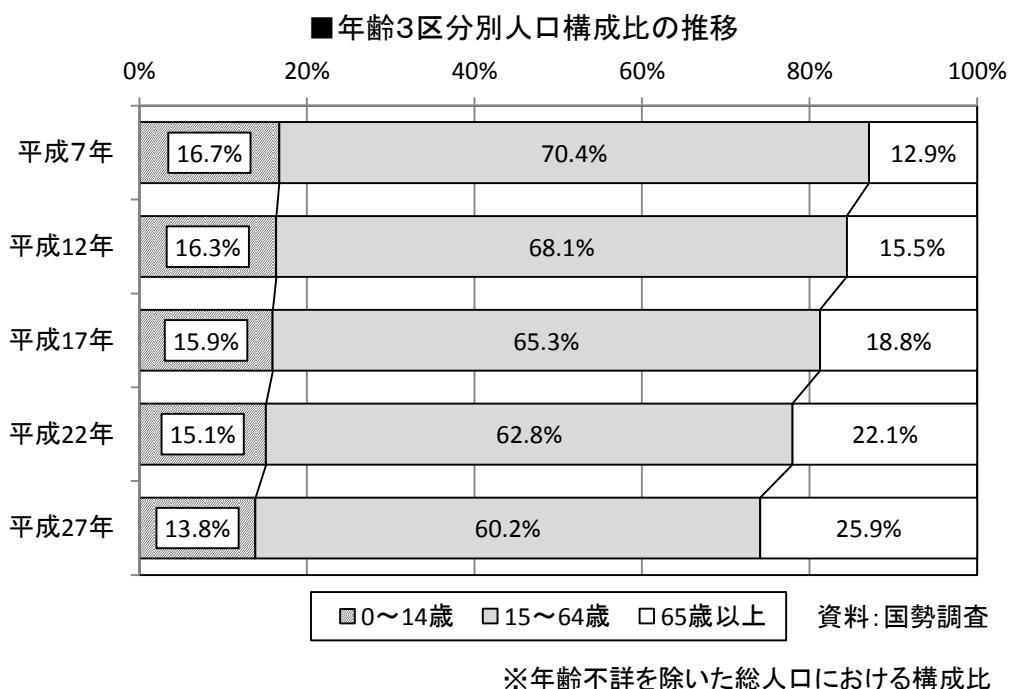
1世帯当たりの人員については、平成7年度の3.08人から平成27年度には2.59人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。



(2) 年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別の人口構成比をみると、0～14歳の年少人口は緩やかに減少しており、平成7年の16.7%から平成27年には13.8%となっています。

一方、65歳以上の老齢人口は大きく増加しており、平成7年の12.9%から平成27年には25.9%となり、本市においても引き続き少子高齢化が進んでいます。



※年齢不詳を除いた総人口における構成比

	(単位:人)				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（年齢不詳含む）	194,818	200,104	201,000	199,234	194,911
0~14歳	32,478	32,579	31,917	30,004	26,903
15~64歳	137,157	136,022	131,273	124,918	117,058
65歳以上	25,119	31,038	37,691	43,834	50,357
年齢不詳	64	465	119	478	593
総人口（年齢不詳除く）	194,754	199,639	200,881	198,756	194,318
人口構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0~14歳	16.7%	16.3%	15.9%	15.1%	13.8%
15~64歳	70.4%	68.1%	65.3%	62.8%	60.2%
65歳以上	12.9%	15.5%	18.8%	22.1%	25.9%
世帯数	63,258	68,625	72,856	75,353	75,247
1世帯当たり人員	3.08	2.92	2.76	2.64	2.59

資料:国勢調査

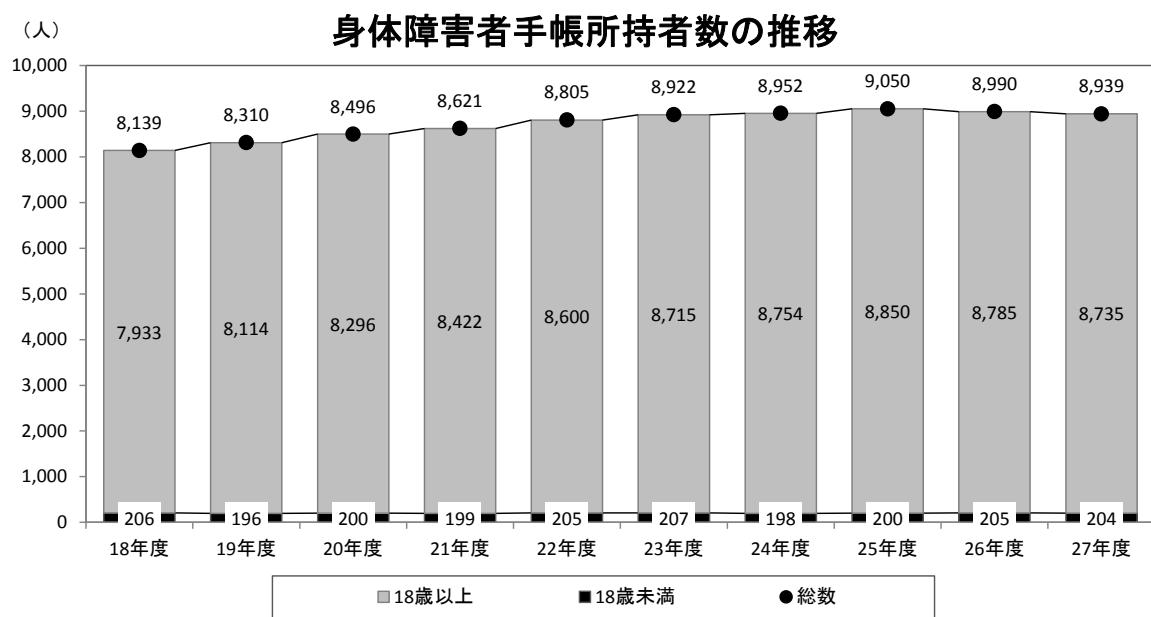
※人口構成比は年齢不詳を除いた総人口における構成比

2. 障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人の状況

①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数の平成18年度以降の推移をみると、手帳所持者の総数は増加傾向で推移していましたが、平成25年度の9,050人がピークとなり、平成27年度では8,939人となっています。



資料：障害者支援課調べ（各年度3月31日現在）

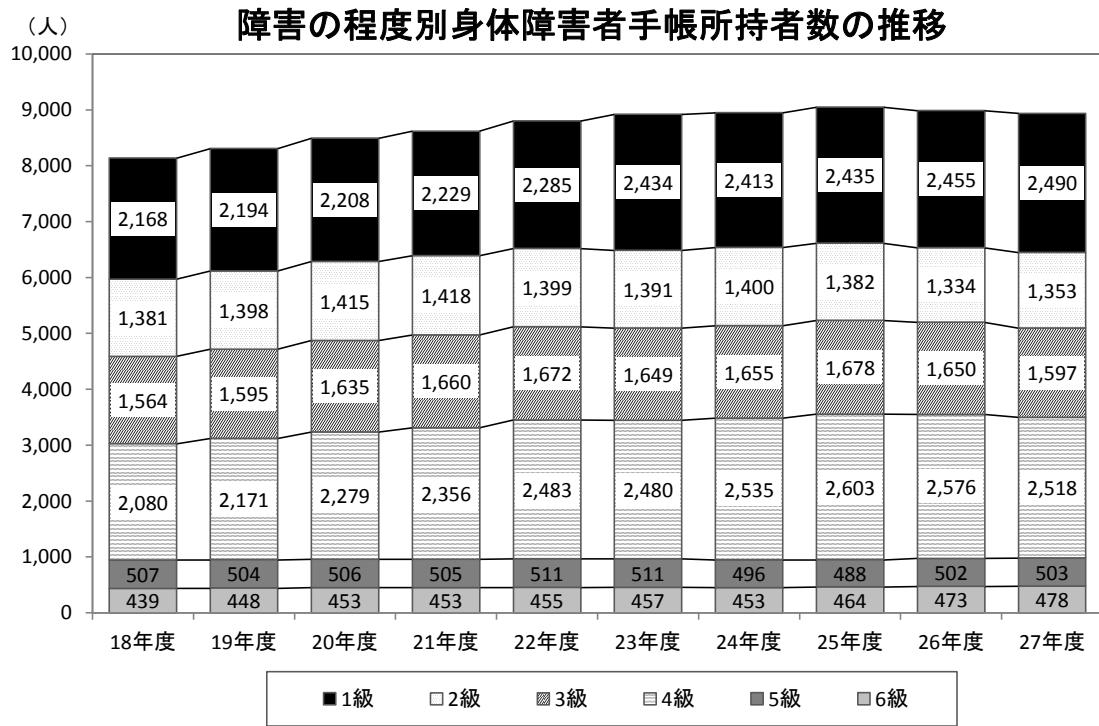
②障害の程度別身体障害者手帳所持者数

1級・2級を合わせた重度の人は平成27年度で3,843人となり、前年度に比べやや増加しています。身体障害者手帳所持者総数に占める割合は、近年は42.0%前後で推移していましたが、平成27年度はやや増加し、43.0%となっています。

重度率の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
重度率(%)	43.6	43.2	42.6	42.3	41.8	42.9	42.6	42.2	42.1	43.0

資料：障害者支援課調べ（各年度3月31日現在）

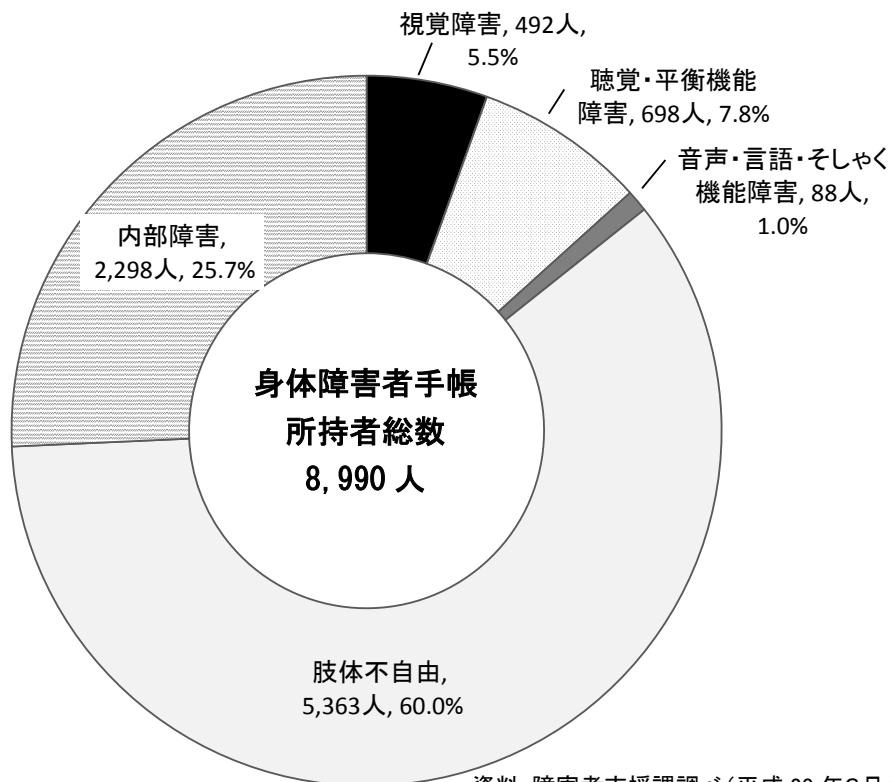


資料：障害者支援課調べ（各年度3月31日現在）

③障害の種類別身体障害者手帳所持者の構成

「*肢体不自由」が最も多く 60.0%、次いで「*内部障害」25.7%、「*聴覚・平衡機能障害」が7.8%となっています。障害の種類別の構成割合は、前回計画策定時の平成 23 年度から大きな変化はありません。

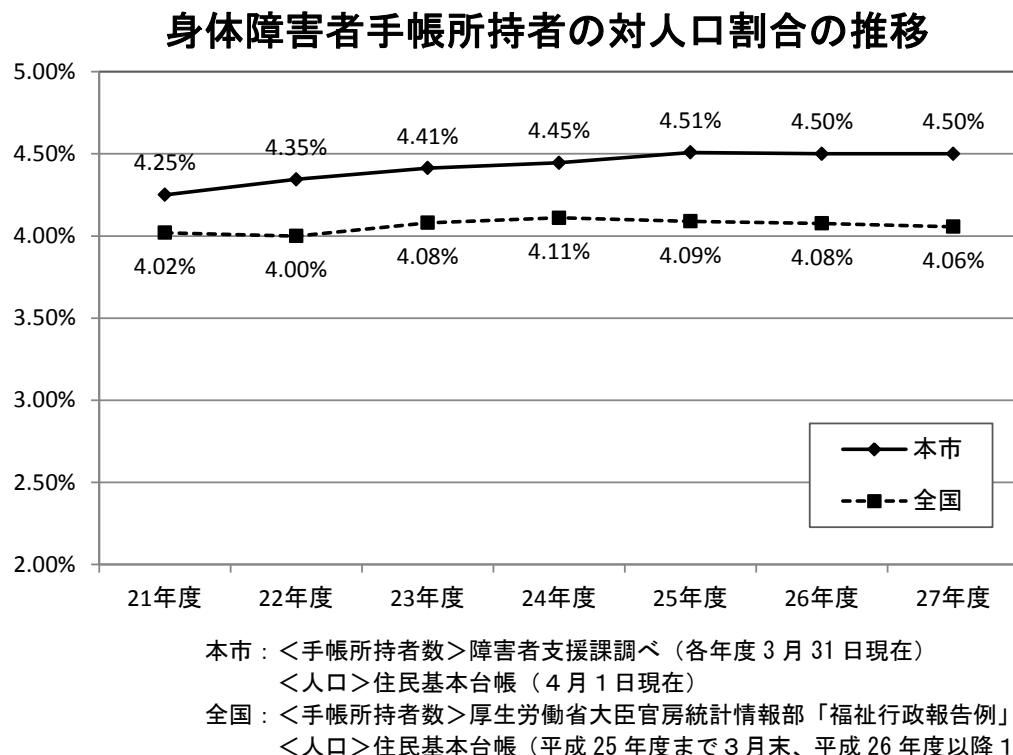
障害の種類別身体障害者手帳所持者の構成



資料：障害者支援課調べ（平成 28 年3月 31 日現在）

④身体障害者手帳所持者の対人口割合

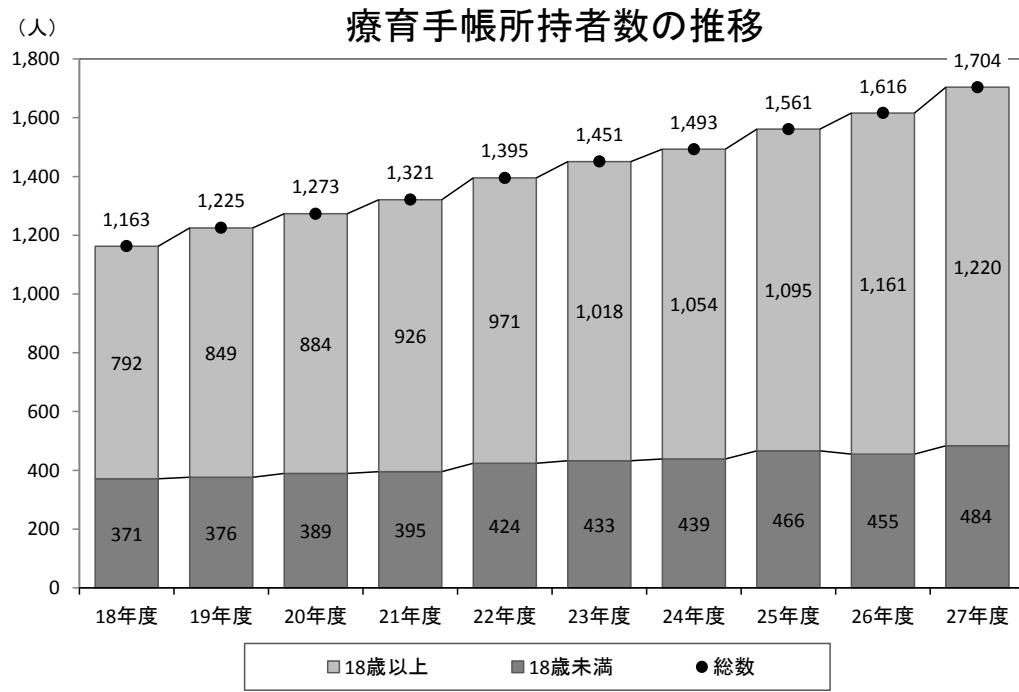
平成 21 年度以降の身体障害者手帳所持者の対人口割合の推移をみると、近年は増加傾向で推移してきたものの、平成 25 年度から平成 27 年度の推移はほぼ横ばいとなっています。全国の推移と比べると、本市の割合は各年 0.4% 前後高くなっています。



(2) 知的障害のある人の状況

①療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の平成18年度以降の推移をみると、手帳所持者の総数は増加を続け、平成27年度では1,704人となっています。年齢別にみると、18歳未満はほぼ横ばいで推移しているのに対し、18歳以上は30~60名前後の増加が続いている。



資料:障害者支援課調べ(各年度3月31日現在)

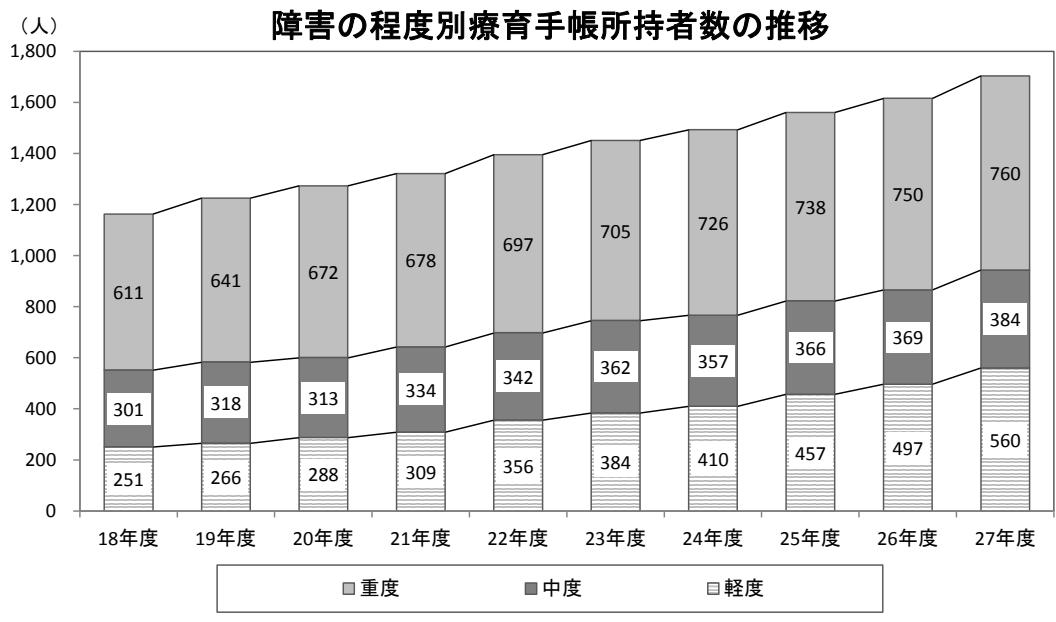
②障害の程度別療育手帳所持者数

重度の人が平成27年度では760人となり増加傾向で推移しています。一方、療育手帳所持者総数に占める割合は44.6%となり、前年度に比べ1.8ポイント減少しています。

重度率の推移

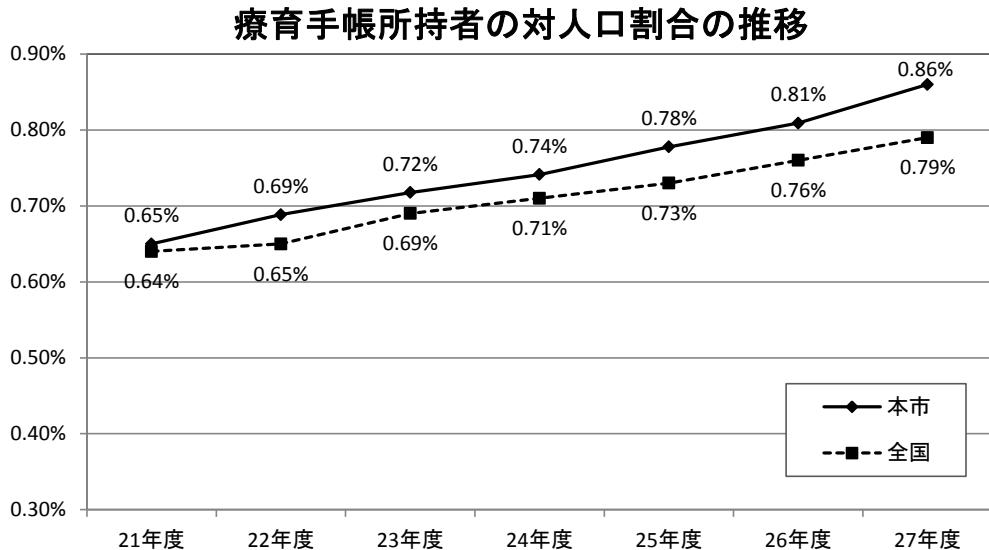
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
重度率(%)	52.5	52.3	52.8	51.3	50.0	48.6	48.6	47.3	46.4	44.6

資料:障害者支援課調べ(各年度3月31日現在)



③療育手帳所持者の対人口割合

療育手帳所持者の対人口割合は、平成21年度以降増加が続いています。本市は、全国に比べ高い割合での推移となっており、その差は徐々に拡がってきています。



本市 : <手帳所持者数>障害者支援課調べ（各年度3月31日現在）

<人口>住民基本台帳（4月1日現在）

全国 : <手帳所持者数>厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

<人口>住民基本台帳（平成25年度まで3月末、平成26年度以降1月1日現在）

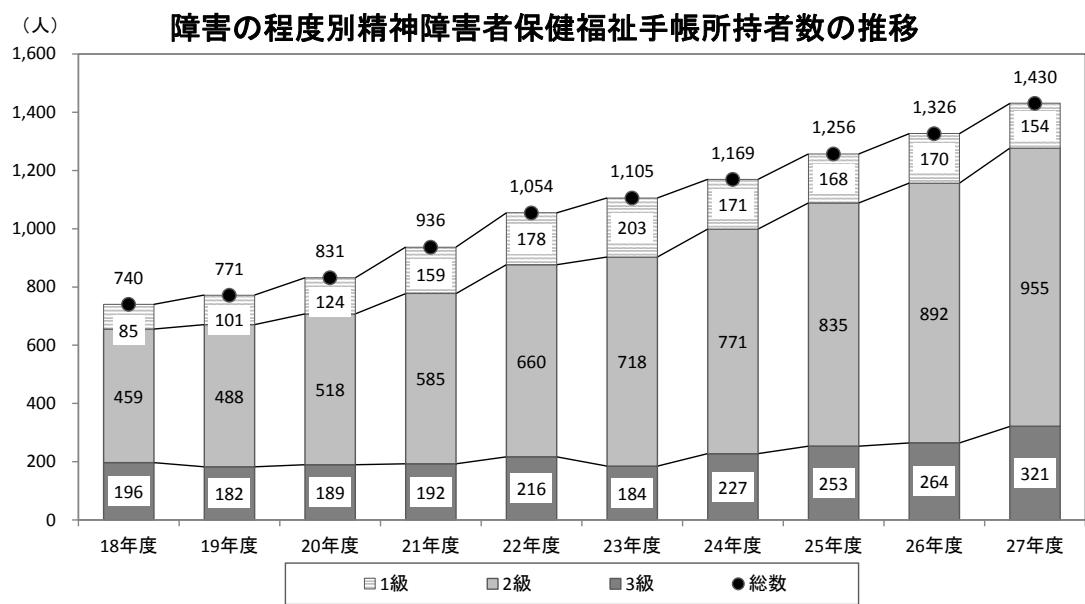
(3) 精神障害のある人の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の平成18年度以降の推移をみると、手帳所持者の総数は年間60～100名前後増加を続け、平成27年度では1,430人となっています。

②障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、1級の重度の人が154人となり、全体の10.8%となっています。手帳所持者総数が年々増加しているため、重度率は減少傾向にあります。



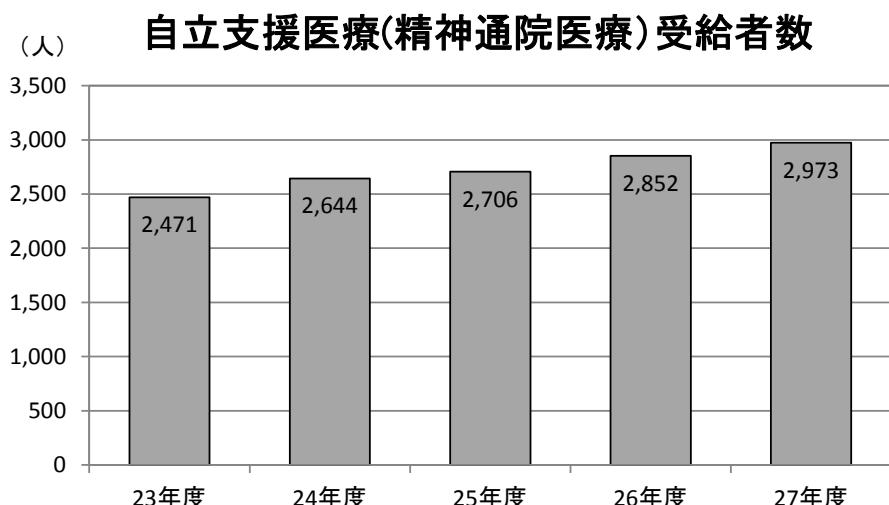
資料：障害者支援課調べ（各年度3月31日現在）

重度率の推移

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
重度率(%)	26.5	23.6	22.7	20.5	20.5	18.4	14.6	13.4	12.8	10.8

資料：障害者支援課調べ（各年度3月31日現在）

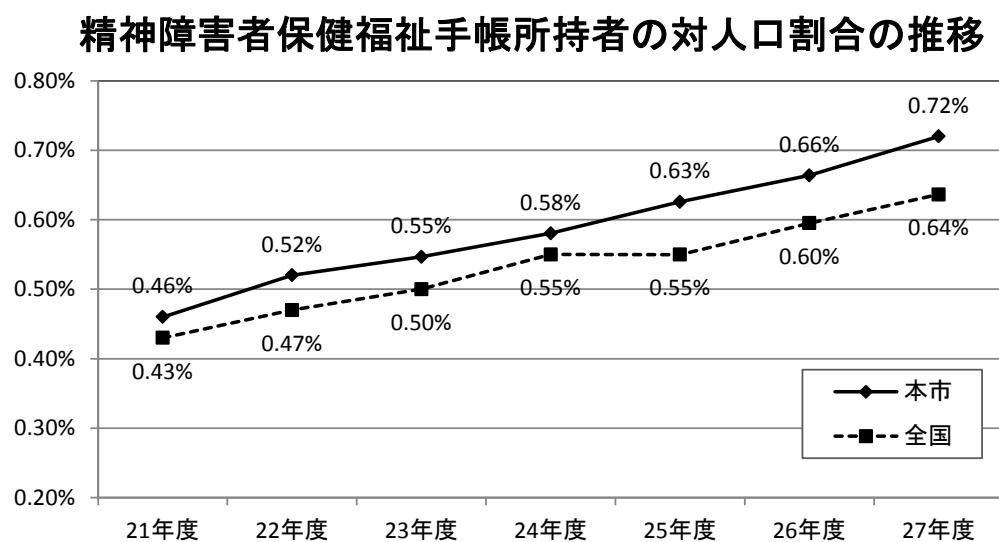
近年の※自立支援医療(精神通院医療)の受給者数についても増加傾向で推移しています。平成 27 年度は 2,973 人となり、精神障害者保健福祉手帳所持者の 2 倍以上になっています。



資料: 障害者支援課調べ(各年度3月31日現在)

③精神障害者保健福祉手帳所持者の対人口割合

精神障害者保健福祉手帳所持者の対人口割合は、平成 21 年度以降増加が続いています。全国の割合も増加傾向で推移していますが、平成 27 年度では 0.08% 本市が高くなっています。



本市 : <手帳所持者数>障害者支援課調べ（各年度3月31日現在）

<人口>住民基本台帳（4月1日現在）

全国 : <手帳所持者数>厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

<人口>住民基本台帳（平成25年度まで3月末、平成26年度以降1月1日現在）

(4) 障害のある児童の療育・保育・教育の状況

①障害児保育の状況

障害児保育の実施園数は、公民合わせて 16 園となり横ばいですが、内訳をみると平成 23 年度から平成 27 年度までに公立が 2 園減少、民間が 2 園増加しています。障害のある児童の在園児数は、公民合わせて増加傾向にあり、平成 27 年度には 68 名、全園児の 3.7% となっています。

障害児保育実施園数

(園)

	公立		民間		合計	
	園数	障害児保育実施園数	園数	障害児保育実施園数	園数	障害児保育実施園数
平成23年度	13	13	20	3	33	16
平成24年度	12	12	21	4	33	16
平成25年度	11	11	22	5	33	16
平成26年度	11	11	22	5	33	16
平成27年度	11	11	23	5	34	16

資料:保育課(各年度4月1日現在)

在園児童数

(人)

	公立			民間			合計		
	在園児童数	障害児数	対比(%)	在園児童数	障害児数	対比(%)	在園児童数	障害児数	対比(%)
平成23年度	1,484	51	3.4	316	7	2.2	1,800	58	3.2
平成24年度	1,382	47	3.4	422	12	2.8	1,804	59	3.3
平成25年度	1,253	43	3.4	549	17	3.1	1,802	60	3.3
平成26年度	1,254	48	3.8	591	24	4.1	1,845	72	3.9
平成27年度	1,252	46	3.7	591	22	3.7	1,843	68	3.7

資料:保育課(各年度4月1日現在)

*特別支援教育は全公立幼稚園で実施されています。公立幼稚園在園児数は減少しているなか、就園支援を受けて入園している児童数は増加傾向にあり、平成 27 年度には 93 人、公立幼稚園在園児全体の 9.7% となっています。

特別支援教育実施公立幼稚園数 (園)

公立幼稚園在園児数 (人)

	公立幼稚園	特別支援教育実施園数
平成23年度	23	23
平成24年度	23	23
平成25年度	23	23
平成26年度	23	23
平成27年度	23	23

	公立幼稚園在園児数	就園支援を受けて入園している幼児	対比(%)
平成23年度	1,252	86	6.9
平成24年度	1,161	64	5.5
平成25年度	1,105	78	7.1
平成26年度	1,056	82	7.8
平成27年度	963	93	9.7

資料:人権教育課(各年度5月1日現在)

②支援学校・支援学級の状況

岸和田市在住の支援学校在籍児童・生徒数は、やや増加傾向で推移しており、平成28年度では小学部78人、中学部80人、高等部126人、合計284人となっています。

支援学校在籍児童・生徒数

(人)

	小学部	中学部	高等部	合計
平成24年度	73	73	120	266
平成25年度	70	72	99	241
平成26年度	73	79	128	280
平成27年度	78	75	121	274
平成28年度	78	80	126	284

資料：障害者支援課調べ（各年度5月1日現在）

※岸和田支援学校、佐野支援学校、すながわ高等支援学校、たまがわ高等支援学校、大阪南視覚支援学校、堺聴覚支援学校の合計

支援学級児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加傾向にあり、平成27年度には小学校が367人で全児童数の3.3%、中学校が147人で全生徒数の2.5%となっています。

支援学級設置数・在籍数の推移

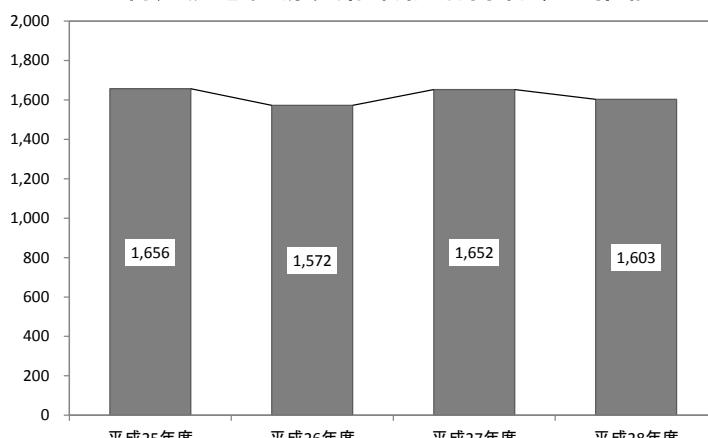
	学校数(校)		全学級数(級)		うち支援学級数(級)		支援学級在籍者数(人)		全児童・生徒数(人)		対比(%)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
平成23年度	24	11	450	201	65	25	331	120	12,354	6,291	2.7	1.9
平成24年度	24	11	440	204	68	28	341	132	12,025	6,227	2.8	2.1
平成25年度	24	11	436	205	72	32	356	138	11,692	6,072	3.0	2.3
平成26年度	24	11	432	198	76	32	356	142	11,363	5,985	3.1	2.4
平成27年度	24	11	428	195	76	32	367	147	11,157	5,898	3.3	2.5

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

（5）難病患者の状況

特定疾患医療受給者証所持者数は、障害者総合支援法により障害のある人の範囲に難病等が加わった平成25年度以降ほぼ横ばいで推移しており、平成28年度は1,603人となっています。

(人) 特定疾患医療受給者証所持者数の推移



資料：障害者支援課調べ（各年度4月1日現在）

3. アンケート調査・団体等ヒアリング調査の結果からみる課題

(1) 「福祉に関するアンケート調査」からみるニーズと課題

①調査の概要

■目的

「第4期岸和田市障害福祉計画」の策定にあたり、障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に活用するため実施

■対象

身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持している方、または市の難病者(児)等見舞金対象者の方から無作為に抽出

■調査数：2,464人

■調査方法：郵送配布・郵送回収

■調査期間：平成26年8月7日(木)～8月31日(日)

■回収率

51.8% (1,276件 (うち身体障害のある人974件、知的障害のある人131件、精神障害のある人122件))

②アンケート調査からみる課題

■障害に対する理解・※権利擁護の促進

障害による差別や嫌な思いをした経験については、全体の3割、“知的障害のある人”では約7割の方が「ある」または「少しある」と回答しており、特に「外出先」や「学校・仕事場」で経験した方が多い。

→ 障害に対しての理解や認識、必要な配慮等の啓発が、十分に進んでいない。あらゆる機会を通して、障害のある人の理解促進に努めるとともに、近年の障害者虐待防止法の施行(H24)、障害者差別解消法の施行(H28)等を受け、障害の有無にかかわらず支えあい、助けあえる地域づくりをより一層推進することが必要とされる。また、成年後見制度の利用度は依然低い状況がみられ、権利擁護の観点からも支援の充実が求められる。

■安心・安全対策の推進

<日常生活>

外出について困ることでは、“身体障害のある人”の4割以上が「道路や駅に階段や段差が多い」と回答している。また、将来の暮らし方については、約8割の人が一人または家族と暮らしたいと回答している。

→ 各所で^{*}バリアフリー化に向けた取り組みが図られているが、未だ交通環境に不便を感じる人が多く、今後も^{*}ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や、生活空間のバリアフリー化が求められている。

また、多くの人が施設等に入所せずに暮らしたいと考えていることから、引き続き住宅の質の向上に取り組む必要がある。現在待機者もあり不足状態となっている^{*}グループホーム・福祉施設は、特に知的障害のある人に希望が多く、ニーズに対応する対策が望まれる。

<防災対策>

災害時に1人で避難が「できない」「わからない」と回答した人の合計が全体の約半数、近所で助けてくれる人が「いない」「わからない」と回答した人の合計が全体の約6割となっている。

→ 災害時の避難に不安を持つ方が多くみられ、「岸和田市^{*}避難行動要支援者支援プラン」の活用により、地域と連携した要支援者情報の共有を図り、平常時及び災害時の支援体制づくりが必要とされる。

■雇用・就労支援の促進

就労支援として「職場の上司や同僚に障害の理解があること」を求める声が最も多い。

→ 差別的取扱いや合理的配慮の不提供は障害者差別解消法によって禁止されているが、法の規制だけでなく、職場における障害者雇用に関する理解・認識の共有による受け入れ体制づくりが今後も必要とされる。

■相談支援の強化

困ったことや悩みごとの相談相手は「ご家族や親せき」が過半数となり、民間・行政機関の相談窓口を利用している人は全体の1割未満となっている。

→ 相談体制の充実だけでなく、障害のある人やその家族に対して、窓口の周知を図るために取り組みが必要とされる。

■情報・コミュニケーション支援の充実

情報の入手先は、全体では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も多いが、障害種別ではそれぞれ差がみられる。また、災害時に困ることとして、「周囲とコミュニケーションをとれない」と回答した人は、“知的障害のある人”では過半数となっている。

→ わかりやすい情報提供により、*情報のバリアフリー化を推進するためには、障害種別によって異なるニーズの把握が、今後も重要となる。また、日常生活でコミュニケーションに不安を覚える人は未だ多く、引き続きコミュニケーション支援の強化が必要とされる。

○ 福祉サービスの充実

障害種別によって、介助の必要な状況には差がみられる。介助してくれる家族の年齢は、“身体障害のある人”と“精神障害のある人”で、60歳以上が6割以上となっている。

→ 障害特性に応じて必要な支援が受けられるよう、また、家族介護者的心身の負担軽減のためにも、引き続きサービス提供体制の整備が求められる。



(2) 関連団体等アンケート及びヒアリング結果からみる課題

①調査の概要

本計画の策定にあたり、障害者施策に関するニーズや課題を把握するため、当事者団体・関係機関等に対するアンケート及びヒアリングを実施しました。

アンケートの実施状況及びヒアリングの対象団体は以下のとおりとなります。

<アンケート調査>

	内容
調査の対象及び アンケートの 配布・回収状況	<ul style="list-style-type: none"> ○*市民後見人 : 配布 10 件 ／回収 8 件 ○就労継続支援事業所 : 配布 16 件 ／回収 11 件 ○相談支援事業所 : 配布 3 件 ／回収 3 件 ○支援学校 : 配布 5 件 ／回収 3 件 ○当事者団体等 : 配布 8 件 ／回収 8 件 ○ボランティア団体（障害者支援）: 回収 16 件

【回収団体一覧】

	団体名
就労継続支援 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ①就労継続支援B型 第三岸和田作業所 ②就労継続支援B型 東山自立センター ③就労継続支援B型 ひだまり作業所 ④就労継続支援B型 ワークショップきしわだ ⑤就労継続支援B型 オーロラ ⑥就労継続支援B型 ワークセンターわい ⑦就労継続支援B型 あかやま(カーネーション) ⑧就労継続支援B型 てんとうむし ⑨就労継続支援B型 アーチエンタープライズ ⑩就労継続支援B型 岸和田障害者共同作業所 ⑪就労継続支援A型 ヒューマンアグリ
相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ①*地域活動支援センターかけはし ②相談センター社協のだ ③相談室きしわだ
支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ①大阪府立すながわ高等支援学校 ②大阪府立岸和田支援学校 ③大阪府立堺聴覚支援学校
当事者団体等	<ul style="list-style-type: none"> ①岸和田市肢体不自由児者父母の会 ②岸和田市視覚障害者協会 ③岸和田障害者・児を守る会 ④岸和田市手をつなぐ育成会 ⑤精神障害者家族会 はづき会 ⑥岸和田障害者・児関係団体連絡協議会 ⑦岸和田市聴覚障害者福祉会 ⑧岸和田市身体障害者福祉会

	団体名
ボランティア・ 地域活動団体	①岸和田市障害者ボランティアサークル笑大 ②*NPO法人まんまる ③NPO法人希望 ④NPO法人ウイズ・ユウ ⑤すべての人の心に花を ⑥生活サポートセンター くじらハウス ⑦岸和田点訳友の会「キツツキ」 ⑧ハンドインハンドきしわだ ⑨点訳サークルK ⑩朗読ボランティアひばり ⑪視覚障害者PCサポートネット「つながり」 ⑫岸和田拡大写本グループ「愛・アイ」 ⑬岸和田市筆記通訳サークル「はばたき」 ⑭岸和田点訳グループ「灯」 ⑮手話サークル やじろべえ ⑯精神保健ボランティア「サン・アーチ」

<ヒアリング調査>

障害者差別解消法に関する団体ヒアリング（10団体）	
実施期間	団体名
平成28年1月～2月	①岸和田市手をつなぐ育成会 ②岸和田市視覚障害者協会 ③難病家族の会・ひまわり会 ④岸和田市肢体不自由児者父母の会 ⑤岸和田市聴覚障害者福祉会 ⑥岸和田市身体障害者福祉会 ⑦岸和田障害者・児関係団体連絡協議会 ⑧精神障害者家族会 はづき会 ⑨岸和田障害者・児を守る会 ⑩精神障害者団体 青い鳥

団体ヒアリング（21 団体）

実施期間	団体名
平成 28 年8月～9月	<p>【就労継続支援事業所】</p> <p>①就労継続支援B型 ひだまり作業所 ②就労継続支援B型 作業所ふくわらい ③就労継続支援B型 ワークセンターわい ④就労継続支援B型 東山自立センター ⑤就労継続支援B型 あゆみ作業所 ⑥就労継続支援B型 てんとうむし ⑦就労継続支援B型 三田作業所 ⑧就労継続支援B型 泉夢庵 ⑨就労継続支援B型 あかやま(カーネーション) ⑩就効継続支援B型 岸和田障害者共同作業所 ⑪就効継続支援B型 ワークショップきしわだ ⑫就効継続支援B型 アーチエンタープライズ ⑬就効継続支援B型 オーロラ ⑭就効継続支援B型 第三岸和田作業所 ⑮就効継続支援A型 ヒューマンアグリ ⑯就効継続支援A型、B型 ウォッシュハウスサンライズ</p>
	<p>【障害者スポーツ教室】</p> <p>①障害児者スポーツ教室「元気っ子」 ②フットサルチーム「スパークルズ」</p>
	<p>【※障害者就業・生活支援センター】</p> <p>①泉州中障害者就業・生活支援センター</p>
	<p>【相談支援事業所】</p> <p>①地域活動支援センターかけはし ②相談室きしわだ</p>
	<p>【入所施設】</p> <p>①光生会</p>

②関係団体等アンケート及びヒアリングからみる課題

【権利擁護について】

- ・養成講座を修了し研修を積んでいる市民後見人ですが、ケースバイケースの対応が求められる活動において、そのすべての状況に対応することは難しく、また重い責任を担うなかで、気軽に相談できるようなサポート体制やネットワークの構築が求められます。

【地域移行について】

- ・障害のある人の地域生活への移行が推進されるなか、入所施設やグループホーム等、地域生活できる場の不足が課題となっており、その整備・充実が求められるとともに、集団生活者のひとり暮らしへの移行等自立に向けた支援の充実も必要とされます。

【就労支援について】

- ・就労継続支援事業所の運営においては、職員の確保、工賃の上昇、経営の安定化等が課題となっています。良い人材を確保するためには、職員の待遇の改善を求める声も多くあがっています。
- ・また、障害のある人を雇用する企業への緩和策や障害に対する理解の促進、※一般就労後の定着に対する支援の強化が求められています。

【障害のある児童への支援について】

- ・特に、車椅子や※医療的ケアを必要とする児童への支援の充実が求められています。

【福祉サービスについて】

- ・現在のサービスについては、緊急時や使いたい時に使えるようなサービスの充実、余暇活動等の充実に向けた移動支援や日中一時支援事業の拡充が求められています。また、障害のある児童への支援と同様に、医療的ケアの必要な人に向けての支援の拡充を求める声もあがっています。
- ・障害種別では、特に精神障害のある人について、他の障害種別の方と同等のサービスが受けられるような対応の充実が求められています。
- ・当事者にとって、親の高齢化は大きな課題となっています。生活する上の金銭的な問題や、親亡き後の生活の維持は恒久的な課題となっており、だれもが安心して生活できる福祉施策の充実が必要とされます。

【ボランティア・地域活動団体活動について】

- ・新福祉総合センターの環境整備とともに、会議室や駐車場利用の無料化継続等、活動拠点の確保に対する支援が求められています。

【広報・周知について】

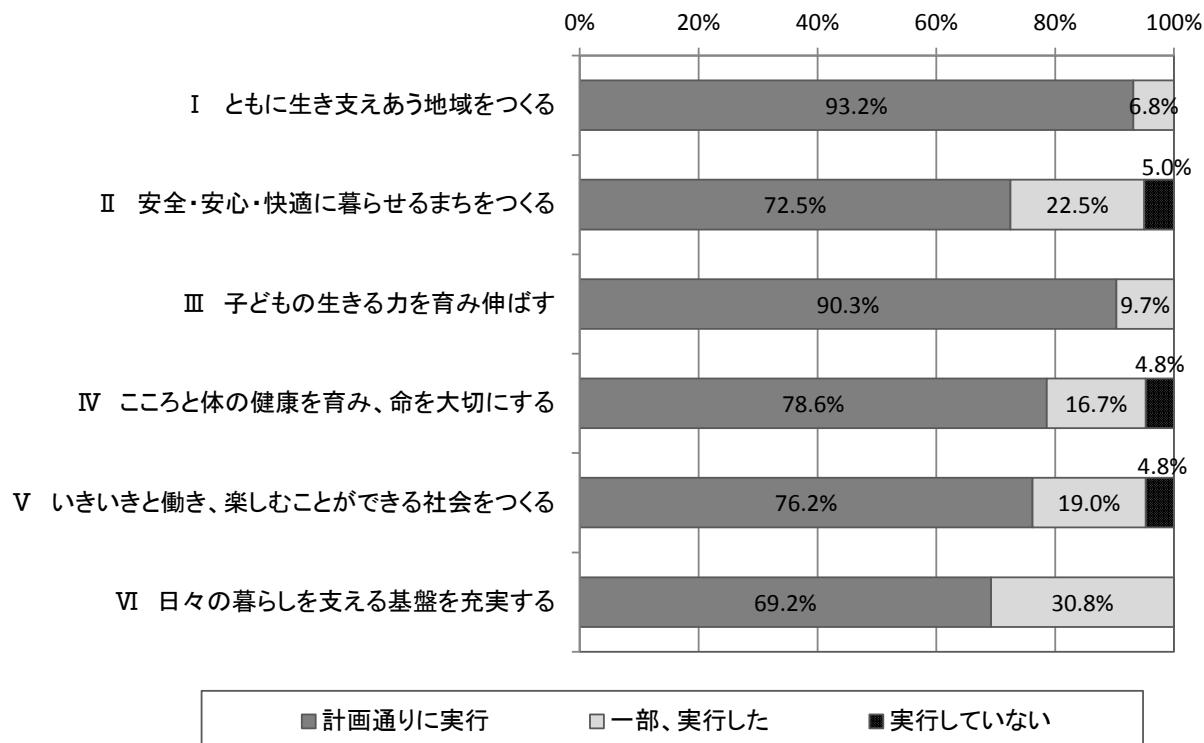
- ・地域での支えあい・助けあいを充実させるために、市民講座や学校の授業等を通した障害についての理解を深める機会や、コミュニケーションの場の創出が求められています。
- ・必要な人へ必要な情報が届くよう、情報発信の強化が求められています。

4. 「第3次岸和田市障害者計画」の取り組み状況と課題

「第3次岸和田市障害者計画」について、各担当課において、平成27年度までの実行状況を施策ごとに評価し、6つの基本目標ごとにまとめた結果は以下のとおりとなります。

各基本目標とも、事業は概ね計画通りに実行されていることがわかります。

「計画通りに実行」が最も多いのは、“基本目標I ともに生き支えあう地域をつくる”で93.2%、最も少ないのは“基本目標VI 日々の暮らしを支える基盤を充実する”で69.2%となっています。



基本目標1 ともに生き支えあう地域をつくる

【主な取り組み】

- ・障害や障害のある人への理解の啓発に向けた啓発物品の配布、イベント等の開催
- ・各学校園における福祉・ボランティア教育の実施
- ・障害者差別解消法の周知を目的とした啓発活動の実施
- ・岸和田市※障害者虐待防止センターの設置
- ・「誰もがつどえるリビング」(平成28年現在市内38か所)の実施
- ・各種ボランティア養成講座の開催及び、障害があるボランティア活動希望者の活動調整

【主な課題】

- ・障害のある人の人権問題も含めた人権全般に関する学習機会への参加者減少
- ・※日常生活自立支援事業の増加するニーズに対する職員体制の確保
- ・市民後見人の養成、活動支援に対する財源確保
- ・就労体験受け入れ等の促進に向けた企業へのアプローチ

基本目標2 安全・安心・快適に暮らせるまちをつくる

【主な取り組み】

- ・車イス対応トイレの整備
- ・手帳所持者等を対象としたタクシー助成券の発行
- ・市営住宅の建て替え時における福祉世帯（車椅子常用者向特別設計住宅）の確保（今計画期間中全68戸中2戸）
- ・市営住宅の空き家改修時におけるバリアフリー化の推進
- ・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」の作成
- ・※福祉避難所ガイドラインの作成
- ・防災行政無線デジタル化工事に伴う住民向けメール、FAX、TEL機能の整備

【主な課題】

- ・市営住宅でのグループホーム導入に関する検討
- ・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」の登録啓発と活用の推進
- ・安全見まもり隊のボランティア数の地域差の解消
- ・障害のある人を対象とした消費者被害に関する出前講座の実施

基本目標3 子どもの生きる力を育み伸ばす

【主な取り組み】

- ・助産師による電話・面接相談の充実
- ・「*あゆみファイル」の周知・活用の推進
- ・支援学級と通常学級の交流及び共同学習の実施
- ・医療的ケアを必要とする児童のための看護師の配置の推進
- ・障害児グループ「元気っ子」が年間を通じスポーツ教室を開催できるように支援

【主な課題】

- ・乳幼児健診等に従事する専門医の確保
- ・増加するニーズに応じた専門家による巡回相談・訪問支援
- ・障害者施設と公立保育所等の交流の実施

基本目標4 こころと体の健康を育み、命を大切にする

【主な取り組み】

- ・計画に沿った各種介護予防の取り組みの実施
- ・医療機関への手話通訳者・要約筆記者の派遣
- ・地域医療センターにおける退院支援専従看護師の配置
- ・自殺予防対策の推進
- ・ストレスをため込みすぎないための情報提供やリラックス体験、健康相談の実施

【主な課題】

- ・障害者歯科診療の開設
- ・高次脳機能障害のある方のための家族介護の会の組織化
- ・支援の必要な人の把握（ニーズの掘り起こし）

基本目標5 いきいきと働き、楽しむことができる社会をつくる

【主な取り組み】

- ・障害のある人の市職員採用等の実施
- ・障害福祉団体の社会福祉活動への助成金交付
- ・「岸和田市障害者学級」（月1回）の活動支援
- ・余暇活動への手話通訳者等の派遣

【主な課題】

- ・雇用・就労に関する相談件数の増加
- ・障害者福祉ショップ等の※福祉的就労の場の設置
- ・生涯学習講座の充実
- ・芸術・文化の鑑賞機会の提供

基本目標6 日々の暮らしを支える基盤を充実する

【主な取り組み】

- ・視覚障害のある人に対するパソコン講習会を実施
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣
- ・「岸和田市※障害者基幹相談支援センター」の設置
- ・計画相談達成率 100%
- ・個別相談支援における家族の健康状態の聞き取り

【主な課題】

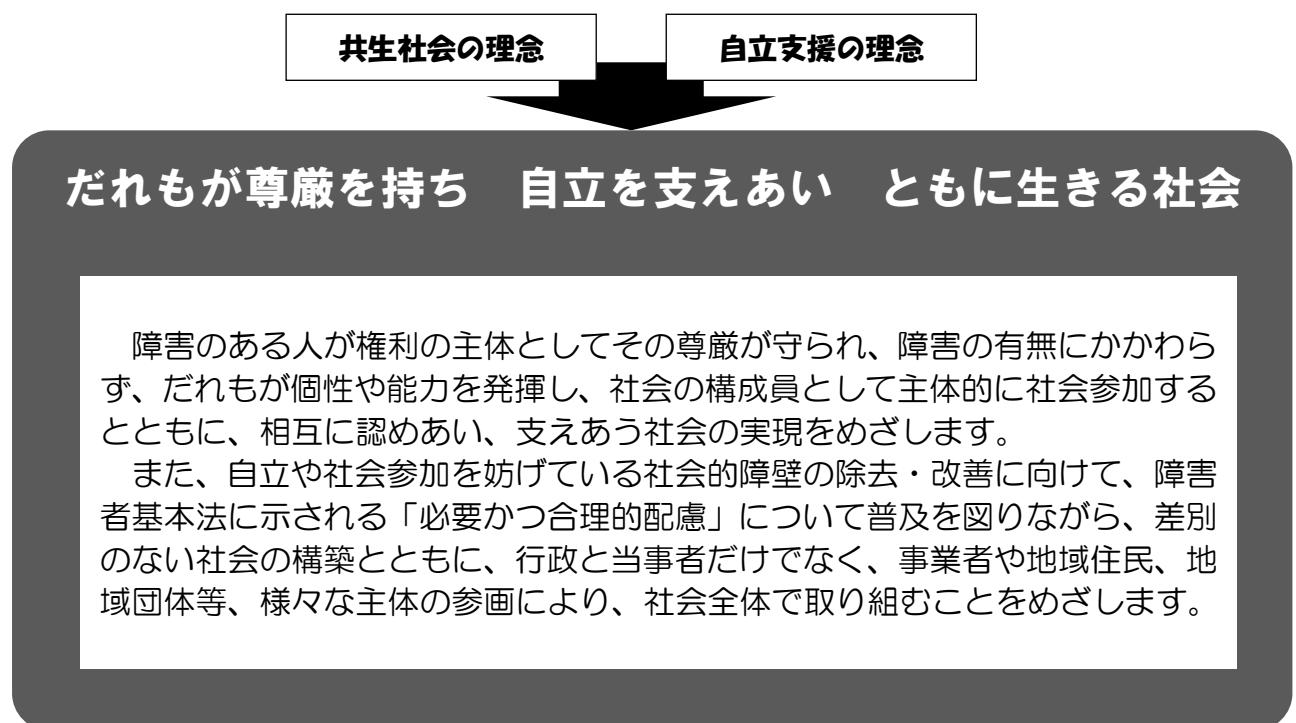
- ・障害者基幹相談支援センターにおける各機関の機能・特性に応じた役割分担
- ・医療的ケアに対応できる事業所の参入促進

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「第3次岸和田市障害者計画」では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」と、だれもが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員としてともに暮らす社会の実現をめざす「自立支援」の理念を根底に、『だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会』を今後のめざすべき社会として、施策の推進を図ってきました。

「第4次岸和田市障害者計画」では、「第3次岸和田市障害者計画」の基本理念を引き継ぎながらもさらに発展させ、岸和田市に住むすべての人が住み慣れた地域で、お互いを尊重し、その人らしくいきいきと自立した生活を送ることができる社会の実現をめざします。



2. 施策の体系

基本理念として掲げる『だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会』の実現をめざし、以下の5つの基本目標をもとに施策の推進を図ります。

基本目標Ⅰ ともに生き、支えあう地域社会を実現する

日常生活や社会生活を送る上の障壁となる社会的な制度や慣行、観念等を取り除き、障害の有無にかかわらず、だれもが相互に認めあい、支えあう社会の実現に向けて、障害や障害のある人に対する正しい知識と理解の促進や、権利の主体としての障害のある人の尊厳の保持を図ります。

また、障害のある人が住み慣れた地域で、安心・安全に生活することができるよう、地域ぐるみの防犯・防災・交通安全対策の推進とともに、情報提供やコミュニケーション支援による社会参加の促進を図ります。

基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばす

障害のある児童やその家族に向けて、障害や発達の遅れの早期発見・早期療育への対応の充実とともに、一人ひとりの障害特性や※ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援の充実を図ります。

そのためには、個々のニーズに応じた保育・教育環境の充実を図るとともに、家族の※レスパイトも視野に入れた休日や放課後等における文化・スポーツ活動の充実、障害のある児童の居場所づくりを推進します。

基本目標Ⅲ こころと体の健康を育み、命を大切にする

障害のある人が安心して自立した生活を送ることができるよう、必要なときに適切な医療を受けることができる地域医療体制の充実を図るとともに、生活習慣病等の二次障害を予防するため、日頃の健康づくりや介護予防の取り組みを推進します。

また、ストレスや悩みをため込みすぎないよう、こころの健康づくりに関する取り組みの充実を図り、心身ともに健康な生活を送るための支援を行います。

基本目標IV 生きがいを持ち、活力のある生活を送る

就労は自立した生活を送るための手段にとどまらず、障害のある人の社会参加や生きがいにもつながる重要な要素となります。障害のある人が、自らの意思や能力に応じて仕事が選択できるよう、事業所等への啓発や雇用の場の創出を図るとともに、長く働き続けるための就労支援の充実に取り組みます。

さらに、いきいきと活力ある生活を送るために欠かすことのできない社会参加や余暇活動及びそれに伴う外出・移動支援の充実を図ります。

基本目標V いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活基盤をつくる

*地域包括ケアシステムについて、高齢者のみならず、子どもや障害のある人を含めた地域のすべての人を対象とするしくみを構築するため、その基盤となる地域における支えあいや相談支援体制の充実を図ります。

また、住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らすことができるよう、障害のある人やその家族、すなわちサービス利用者本位の考え方方に立った福祉サービスの充実や、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進により、地域のすべての人が快適に過ごせる人にやさしいまちづくりに取り組みます。

【施策の体系図】

5つの基本目標に基づき、取り組むべき施策の体系は、以下のとおりとなります。

だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会



3. 重点課題

アンケートやヒアリング調査及び「第3次岸和田市障害者計画」の取り組み状況や課題等を踏まえ、今後4年間で特に重点的に取り組むべき課題は、以下のとおりとなります。

【安心で快適な地域生活を送るための支援の強化】

- 障害のある人の地域生活への移行が推進されるなか、今後も需要の増加が予想されるグループホーム等、地域生活の基盤となる住まいの整備・充実が必要です。
- 障害のある人やその親の高齢化が懸念されています。障害のある人が、継続して円滑にサービスを利用できるしくみづくりや、親亡き後を見据え、早期から自立した生活を送れるよう、地域一体となった支援体制の充実が必要です。
- 地域生活を送る上での、社会的障壁の除去・改善に向けて、障害や障害のある人について理解を深める機会や、コミュニケーションの場の創出が必要です。
- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」について、これまでのように高齢者に限るものではなく、子どもから障害のある人等すべての市民を対象とし、地域が一体となった支えあいのしくみづくりが必要です。

【就労支援・定着の促進】

- 企業等に対する障害者雇用への理解の促進等による、障害のある人の雇用・就労機会の一層の拡充が必要です。また、障害者雇用促進法の改正や障害者差別解消法等、法による義務づけや配慮だけでなく、職場の上司・同僚の障害に対する理解・認識の共有により、働きやすい就労環境を整備することも重要です。
- 訓練から就職、職場定着までの一貫した支援の強化に向け、就業支援を行う事業所のサービス基盤の整備や質の向上とともに、関係機関の連携強化が必要です。

【障害特性・ライフステージに応じた支援の強化】

- 医療的ケアの必要な障害のある人の抱える様々な課題に対応する保健・医療・福祉等の関係機関が連携した福祉サービスの向上が必要です。
- 乳幼児期～高齢期まで、ライフステージに応じた課題に対応する支援体制の充実が必要です。

第4章 施策・事業の展開

基本目標Ⅰ　ともに生き、支えあう地域社会を実現する

1. 障害に対する理解の促進

本計画の基本理念である「だれもが尊厳を持ち　自立を支えあい　ともに生きる社会」の実現をめざし、障害や障害のある人について、市民が正しい知識を得て、理解を深めることができますよう、普及・啓発活動の推進や、保育・教育・家庭・地域における福祉・人権教育の充実に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 障害や障害のある人に関する理解の普及・啓発

◆障害や障害のある人に関する啓発活動の推進

- ・広報きしわだをはじめ、講演会やイベント開催、障害者週間（12月3日～9日）等における街頭キャンペーン等、様々な機会を通じた啓発活動を推進します。
- ・精神障害や発達障害、高次脳機能障害等、一般的にまだ広く周知がされていない障害や、外見からはわかりにくい障害についても、正しい知識の普及・啓発に努めます。

◆障害のある人との交流の促進

- ・地区市民協議会や地区福祉委員会などの活動を通して、地域と障害のある人との交流の促進を働きかけます。
- ・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」をきっかけに、日頃から顔の見える関係づくりに取り組みます。

2. 福祉教育・人権教育の推進

◆保育・教育の場における福祉教育の推進

- ・保育所・幼稚園では、それぞれの発達に応じた保育・教育を明確にし、すべての子どもがいきいきと生活できる環境づくりをめざすとともに、障害についての理解の促進に努めます。
 - ・小・中学校における支援学級・支援学校との交流や共同学習、障害のある方の講演会等を通した交流の機会の充実を図ります。
- また、ボランティア学習等の実践的な学習とともに、車椅子体験や手話等の体験的な活動を取り入れた学習を推進します。さらに、精神障害や発達障害等についての理解促進に取り組みます。

◆家庭・地域における学習機会の充実

- ・市民を対象として、障害のある人の人権問題をはじめとした幅広い人権問題の学習機会を提供するとともに、参加者の増加に向けた取り組みを推進します。

2. 障害のある人の尊厳の保持

平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政機関及び民間事業者による障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、行政機関については、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務づけられました。同年5月には認知症や知的障害等判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の促進に関する法律」が施行される等、障害のある人の人権尊重と権利擁護に向けた法の整備が進められています。

本市でも、障害のある人に対する差別や偏見を解消し、尊厳と権利を保障するための、総合的な施策の推進を図ります。

【具体的な取り組み】

1. 差別の禁止

◆差別をなくすための啓発活動の推進

- ・「障害者差別解消法」について、広報やホームページ、研修等を通した理解・啓発の推進を図ります。

◆差別解消に向けた体制整備

- ・障害を理由とする差別に関する相談や、課題の解決等の取り組みを推進するため、相談体制や市職員等の研修の充実を図ります。
- ・協議体を設置し、関係機関のネットワークを構築することにより、課題の検討等の主体的な取り組みを推進します。
- ・市職員や教職員、関連機関の職員等に対し、障害のある人の人権問題をはじめとした幅広い人権問題研修の実施に取り組みます。

2. 虐待の防止と対応の充実

◆虐待防止に関する啓発活動の推進

- ・市民や社会福祉施設等に対し、障害者虐待防止に関する理解と認識を深めるため、講演会や研修会の実施等を通した啓発の推進を図ります。

◆虐待防止に向けた体制整備

- ・虐待に関する通報・相談窓口として、「障害者虐待防止センター」の機能の維持・強化を図ります。
- ・岸和田市^{*}自立支援協議会の権利擁護部会をはじめ、「岸和田市障害者虐待防止ネットワーク」の活用、^{*}地域包括支援センターや^{*}コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)との定例会等、関連機関・団体との連携の強化により、個別のケースに応じた多面的な支援の充実を図ります。

3. 権利擁護の推進

◆日常生活自立支援事業の利用促進

- ・判断能力が十分でない障害のある人の福祉サービスの利用援助及び日常の金銭管理を行う日常生活自立支援事業について、増加する利用者に対応できるよう支援体制の充実を図ります。

◆成年後見制度の利用促進

- ・判断能力が十分でない障害のある人等が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進とともに、情報提供や本人・親族による申し立ての支援を行います。
- ・支援が必要な方に対して、成年後見制度市長申立てを適切に行います。
- ・成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の援助を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

◆選挙における配慮の推進

- ・障害のある人が選挙に参加しやすいように、選挙公報や候補者名簿等の点字版・音声テープ版の製作とともに、投票所での車椅子の配備やスロープ設置、選挙管理本部での手話通訳者の配属等、投票しやすい環境整備を継続します。また、代理投票や郵便等による不在者投票等、障害のある人に配慮した投票制度の周知に努めます。

3. 安心・安全対策の推進

平成27年2月に策定された「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者情報の把握・共有とともに、災害時における障害のある人等の安否確認や避難支援等の支援体制づくりを推進します。また、日頃から顔の見える関係づくりを進めるため、地域での防災活動の推進を図ります。

障害のある人を犯罪・事故から守るため、地域ぐるみの防犯・交通安全体制の構築とともに、緊急時の対応に関する情報提供を推進します。

【具体的な取り組み】

1. 防災対策の推進

◆避難体制づくりの推進

- ・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者の把握や地域による安否確認、避難誘導体制の構築を促進します。
- ・避難所施設のバリアフリー化やトイレ整備を推進します。また、福祉避難所ガイドラインに基づき、さらなる福祉避難所の指定に向けた関係機関との調整を推進します。
- ・災害時の災害情報を適切に伝達するため、防災行政無線やエリアメールをはじめ、住民向けメール、TEL、FAX機能等様々な手段を使った情報提供を行うとともに、要支援者をはじめとした市民に積極的な周知を図ります。

◆地域での防災活動の推進

- ・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、要支援者名簿を活用した避難支援者による普段の地域の見回りや見守り活動等の促進を働きかけます。
- ・要支援者自身も参加する自主防災組織をはじめとした地域の防災訓練の実施の促進を働きかけます。
- ・障害者施設等に向けた消防訓練の指導に積極的に取り組みます。また、障害のある人も参加できる訓練の周知や、実施方法の工夫を図ります。
- ・聴覚・視覚障害のある人に対する救急講習の資機材の充実を図ります。

2. 防犯・交通安全対策の推進

◆地域での防犯活動の推進

- ・「安全見まもり隊」や「こども110番の家」等、地域住民による見守り活動の周知・促進により、地域ぐるみの防犯体制づくりを推進します。
- ・支援学校や相談支援事業所、通所事業所等へ出前講座を開催し、消費者被害防止に努めます。
- ・警察と連携し、緊急時のFAXによる緊急通報の受理（FAX110番）や、Eメールによる緊急通報の受理（メール110番）等に関する周知を促進します。

◆交通安全対策の推進

- ・車イス利用者や視覚障害のある人などが安心して通行できるように、放置禁止区域内の自転車・ミニバイクの撤去や、学校・地域での交通安全教室等の啓発活動を通し、市民の交通マナーの向上に努めます。

4. 情報提供・コミュニケーション支援の充実

障害のある人が、可能な限りあらゆる場所で、自ら選択した手段により意思を表明し伝達できるようにするとともに、情報を入手できる環境の整備を推進します。

また、聴覚に障害のある人の社会参加や余暇活動等におけるコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の裾野拡大に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 情報提供体制の充実

◆情報のバリアフリー化の推進

- ・障害のある人が必要とする福祉サービスに関する情報や、余暇活動に関する情報について、広報やインターネット、テレビ・ラジオ等様々な媒体を活用して周知を推進します。
- ・情報提供は、障害のある人だけでなく、高齢者、外国人等にも配慮して、できるだけわかりやすい表現を用いるよう進めます。また拡大文字の使用、点字版や音声版の作成、外国語表記などにも努めています。
- ・障害者用トイレの存在が外からみてわかる「トイレOKシール」の普及を通して「街角トイレ運動」を推進します。

◆地域における情報提供の推進

- ・障害福祉サービスや介護保険制度、新たなサービスの詳細等について、公民館や集会場での情報提供の促進とともに、要請に応じて出前講座の実施を推進します。
- ・パソコン講習会の継続により、コミュニケーション及び情報収集の手段としてのパソコン利用の周知・拡大を図ります。

2. コミュニケーションの支援の充実

- ・聴覚に障害のある人の社会参加や余暇活動を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。
- ・福祉関連窓口などにおいて、手話通訳者の配置や、職員への手話研修に努めます。
- ・手話通訳者（奉仕員）や要約筆記者の養成研修や現任研修を継続します。

基本目標II 子どもの生きる力を育み伸ばす

1. 早期発見・早期療育の推進

障害や発達の遅れを早期に発見するため、各種健診や相談支援体制の充実を図るとともに、気づきを適切な支援へつなげるための体制整備を図ります。

また、早期から障害や発達に応じた療育を受けられるよう、乳幼児を対象とした療育施設の充実や、療育支援体制の整備を図ります。

【具体的な取り組み】

1. 早期発見のための取り組み推進

◆各種検診の充実

- ・疾病や障害の早期発見・早期予防ができるよう、健診の受診率向上に向けた啓発活動とともに、従事者の*スキルアップや医師の確保等、実施体制の充実に努めます。

◆相談支援の充実

- ・妊娠中から産後の不安や悩みについて相談できるよう、面接や電話による相談支援の実施とともに、支援が必要な方の早期把握に努めます。
- ・保健師、助産師、栄養士、保育士、臨床心理士等による家庭訪問の実施により、関連機関と連携をとりながら、適切な養育支援の充実に努めます。
- ・保育園や幼稚園において、集団のなかで支援が必要な子どもを早期に発見・対応できるよう、職員の研修機会の充実を図ります。また、適切な情報提供やアドバイス等を行うことにより、改善や二次障害の予防に努めます。

2. 乳幼児期の療育支援の充実

◆療育支援施設の充実

- ・重度の障害がある乳幼児の療育の充実のため、専門的な機能を有する療育センターの設置について、大阪府へ要望していきます。
- ・肢体不自由児・知的障害児療育施設等を統合し、療育上の統括的な施設となる総合通園センターを整備し、充実させていきます。

◆療育支援体制の整備

- ・「あゆみファイル」の適正な活用をより一層促す研修会の実施等により、発達支援の必要な子どもへのライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。
- ・岸和田市子育て支援地域協議会障害児療育部会や、岸和田市障害者自立支援協議会等の連携により、ネットワーク構築の推進を図ります。

2. 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実

障害のある児童の自立や社会参加の促進を支援するため、一人ひとりのニーズに応じて、就学前から就労に至るまでの一貫した保育・教育支援を推進します。

保育・教育の機会を通じ、障害の有無にかかわらず、だれもがともに生きる社会の形成の基礎となる、個性や多様性を認める意識の醸成を図ります。

【具体的な取り組み】

1. 幼児保育・教育の充実

◆保育・教育体制の充実

- ・障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つことができるような視点での保育・教育の充実を図ります。
- ・保育所入所にあたり、保育士と臨床心理士等が連携し、子どもの適正な心理判定を行うことにより、集団生活で必要な支援を検討します。
- ・保育所の巡回相談対象児や幼稚園の発達相談対象児の増加に対応するため、ニーズに合わせた相談体制の充実を図ります。
- ・「あゆみファイル」を活用した一人ひとりの支援情報の適切な引き継ぎを行うことにより、就学前から就労に至るまで、一貫した支援の充実を図ります。

◆職員の研修の充実

- ・幼稚園教諭を対象とした特別支援教育研修、*特別支援教育コーディネーター連絡会、発達検査研修等による研究機会の充実を図ります。
- ・障害児保育については、保育所職員を対象とした「障害児保育研究会」を定期的に開催し、子どもの発達と保育に関する学びあいの機会を創出します。

2. 小・中学校における教育の充実

◆教育体制の充実

- ・就学相談や教育相談、専門家による巡回相談等により、個々のニーズに円滑に対応できる体制づくりに努めます。
- ・肢体不自由、病弱・身体虚弱な児童に対して、しいのみ学級における機能訓練を計画的に実施します。
- ・市民病院と連携を図り、院内療養中の児童のための、教育機会の提供を支援します。

◆教職員の研修の充実

- ・特別支援教育に関する研修の実施により、教職員の資質向上に努めます。

3. 後期中等教育における教育の充実

- ・市立産業高校における受け入れの充実に向け、特別支援教育研修や特別支援教育コーディネーター連絡会等における研修を実施します。
- ・支援を必要とする障害のある生徒の増加に対応できるよう、高等学校や支援学校におけるきめ細やかな支援について、大阪府への要望を継続します。

4. 医療的ケアを必要とする児童への対応の充実

- ・医療機関や支援学校との連携を図りながら、市立学校への看護師の配置に努めます。
- ・府立支援学校での医療的ケアの必要な子どものための看護師配置の充実について、大阪府への要望を継続します。

3. 休日や放課後活動の充実

子どもの文化活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加促進のため、内容の充実や機会の創出を図ります。

障害のある児童の放課後や長期休業期間の生活が安全で充実したものであるとともに、家族のレスパイトを図るため、様々な活動や居場所づくりを推進します。

【具体的な取り組み】

1. 文化・スポーツ活動の充実

◆文化活動の充実

- ・地域の子どもを対象とした夏休みの短期講座や、「少年教室」「子どもの居場所教室」を継続するとともに、内容の充実を図ります。

◆スポーツ・レクリエーション機会の提供

- ・子どもが楽しく安心して参加できる様々なスポーツ・レクリエーション活動の、機会や場所を提供します。

2. 居場所づくりの推進

◆放課後等における居場所の確保

- ・現在実施している放課後子ども教室（平成28年10月現在、9教室）について、地域の方々との協働により、一層の充実を図ります。
- ・チビッコホーム（放課後児童クラブ）における障害のある児童の受け入れについて、指導内容の充実や、支援員の資質向上・適正配置に努め、利用促進を図ります。
- ・「岸和田市障害児のためのサマースクール実行委員会」の運営を支援します。
- ・夏期障害児学童保育を継続して実施し、障害のある児童やその家族に向けた周知に努めます。
- ・放課後等デイサービス事業の活用により、放課後等における障害のある児童の日中活動の充実を図ります。

◆地域における居場所づくりの推進

- ・「誰もがつどえるリビング」の運営支援を推進するとともに、地域住民のみならず、福祉施設や企業も参画した常設型の地域の居場所づくりに取り組みます。

4. 生活支援の充実

障害のある児童が、身近な地域で個別のニーズや障害特性に応じた適切なサービスが受けられるよう、サービスの充実を図ります。

【具体的な取り組み】

1. 障害福祉サービスの提供

- ・障害のある児童が、必要な障害福祉サービスが受けられるよう、障害福祉計画に基づくサービスの提供を推進します。
- ・医療的ケアが必要な児童に対して、*ホームヘルプサービス、*短期入所（ショートステイ）が行える事業所の確保に努めます。

2. 各種手当制度の周知

- ・広報等による定期的な情報提供の実施により、各種手当制度の周知を推進します。

基本目標Ⅲ　こころと体の健康を育み、命を大切にする

1. 保健・医療の充実

障害のある人が安心して地域で生活を送ることができるよう、適切な保健サービス、医療、リハビリテーションの提供を推進します。

障害のある人の個々の現状やニーズにあった保健・医療サービスを提供するため、関係機関の連携を強化します。

【具体的な取り組み】

1. 健康づくりの推進

◆各種健診等の充実

- ・生活習慣病等を予防するため、各種健診の受診率の向上を図ります。また、様々な媒体や健康教育等の機会を通じ、健康に対する意識の向上を促します。
- ・歯科健診や歯科健康教育等により、口腔ケアに対する意識の向上を促します。

◆健康づくり、介護予防の促進

- ・二次障害等を予防するため、健康管理や健康づくりの推進に向けた専門職による健康相談等に取り組みます。
- ・介護予防活動を促進するため、「いきいき百歳体操」を中心とした地域の自主体操活動の普及に取り組みます。

2. 地域医療の充実

◆医療機関における受け入れ体制の整備

- ・医師や看護師等の医療機関スタッフの障害についての理解を促進するとともに、コミュニケーションに障害のある人が、医療機関において十分な意思疎通ができるよう、引き続き手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進します。

◆医療サービスの充実

- ・医師会との連携や、市民病院の地域医療センターでの退院支援等により、在宅医療・看護の充実に努めます。
- ・在宅難病患者の方の支援体制を、医師会、市民病院の地域医療センターや関係機関と連携して推進します。
- ・障害のある人が安心して歯科診療を受けることができるよう、関連機関と連携し、障害者歯科診療を整備します。

3. *地域リハビリテーションの推進

◆リハビリテーションの総合化

- ・身近な地域でリハビリテーションを受けることができるよう、リハビリテーション実施機関に関する情報提供に努めます。
- ・個別のニーズに応じ、発症から維持期まで一貫したリハビリテーションを受けられるよう、関連機関との連携の一層の強化を図ります。

◆多様な支援ネットワークづくり

- ・岸和田市自立支援協議会におけるネットワークの強化を推進します。また、市内事業所連絡会等における定期的な情報交換により、障害者自立ネットワーク活動を促進します。
- ・地域の連携による生活支援を推進するため、相談支援事業所や地域活動支援センターにおける活動の促進を図ります。
- ・市民病院では、急性期病院としてのリハビリテーションを行うとともに、その後の回復期リハビリテーションにつなげるなど地域医療機関との連携を推進します。

4. 個別のニーズに対応する関連機関の連携強化

- ・市民病院で治療を終えた障害のある人を、地域の医療機関にスムーズにつなげられるよう、高度・専門医療と救急医療の充実を図るとともに、地域医療機関との連携強化を図ります。
- ・高次脳機能障害のある人とその家族の支援の充実のために、「高次脳機能障害地域支援ネットワーク」との連携を図るとともに、家族介護の会の組織化を支援します。

2. こころの健康づくり

関連機関と連携した自殺予防対策を推進するとともに、過度にストレスや悩みをため込まないよう、こころの健康づくりについて、正しい知識の普及・啓発、相談体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

1. こころの健康づくりの推進

◆こころの健康づくりに関する啓発活動の推進

- ・府内外の相談機関の連携を図るとともに、相談会や※ゲートキーパー養成研修の開催、相談カードの配布等により、自殺予防対策を推進します。
- ・ストレスの対処法などについて、健康教室や健康相談等を通し、正しい知識の普及・啓発を行います。

◆相談体制の充実

- ・各種相談機関との連携により、相談体制や支援充実を図ります。特に、発達障害に起因する※ひきこもりの人の支援を推進します。

基本目標IV 生きがいを持ち、活力のある生活を送る

1. 就労支援の充実

平成28年4月1日「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が定められました。また、平成30年には、法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人が加わることになります。

本市でも、障害者雇用に関する事業主等に向けた啓発活動を推進するとともに、積極的な雇用・就労の機会の創出を図ります。

また、関連機関との連携により、障害のある人が長く働き続けることができるよう、支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

1. 雇用・就労の促進

◆障害者雇用に関する啓発活動の促進

- ・*ハローワークや泉州中障害者就業・生活支援センター、商工会議所等と連携し、事業主等が障害者雇用に関する理解と認識を深めることができるよう、啓発を強化します。
- ・障害者雇用に関する事業所への助成制度について、ハローワーク等と連携し情報提供の支援に努めます。

◆就労相談の充実

- ・障害者雇用就労相談や就労困難者等雇用相談等による雇用・就労支援を推進します。
- ・「地域就労支援事業推進会議」による情報交換の推進とともに、国や府の労働関係機関及び泉州中就業・生活支援センターとの連携による、相談支援ネットワークの強化を図ります。

◆職業訓練・職場実習の推進

- ・大阪障害者職業能力開発校にて実施する職業訓練等について、関係機関と連携し、周知を図ります。

2. 雇用・就労機会の創出

- ・「*行政の福祉化」への取り組みを推進するとともに、市役所における障害のある人の法定雇用率の達成と維持を図ります。
- ・授産製品の製作・販売の場として福祉ショップの設置を検討します。
- ・総合評価入札評価基準の改定を検討し、就職困難者及び障害のある人の雇用の促進を図ります。

3. 就労継続（定着）に向けた取り組みの充実

- ・障害のある人が職場に適応し、長く働き続けることができるよう、関係機関と連携して就労支援に努めます。
- ・雇用と福祉分野の連携により、離職した障害のある人の再就職の支援を推進します。

2. 社会参加・余暇活動の促進

障害のある人が社会参加・余暇活動を通し、いきいきと充実した毎日を過ごすことができるよう、交流やふれあいの場の創出、文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進を支援します。

また、障害のある人が気軽に社会参加・余暇活動が行えるよう、外出や移動の支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

1. 交流・ふれあいの場の創出

◆障害者団体の活動支援

- ・広報やリーフレット等の各種媒体により、障害者団体の活動の周知を推進します。
- ・研修会、レクリエーション等、障害福祉団体の活動促進を図ります。

◆交流の促進

- ・近隣市の障害者団体との交流等、団体間同士の交流の促進を図ります。
- ・地域住民のみならず、福祉施設や企業も参画した常設型の地域の居場所づくりに取り組みます。
- ・市立福祉総合センターにおいて、だれもが気軽に集まる居場所を開設し、社会参加のきっかけづくりを推進します。
- ・障害のある人とボランティアが、ともに学びあう機会である「岸和田市障害者学級」の運営を支援します。

2. 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

◆各種講座の提供

- ・手話通訳のある講座の開催や、障害のある人の興味に応じた講座の企画を行います。
- ・障害のある人の技術や能力を活かした講座の講師役の機会の提供に努めます。

◆文化活動の促進

- ・アートマルシェ等を通して、障害のある人の芸術・文化鑑賞の機会の創出を図るとともに、内容の充実に努めます。
- ・視覚障害のある人を対象として、録音図書、点字図書及び大活字本の収集、整理、保存を推進するとともに、対面朗読を実施します。また、ファクシミリを活用した受付対応及び宅配サービスの継続等、障害のある人に対する図書サービスの充実を図ります。

◆スポーツ・レクリエーション活動の促進

- ・障害者スポーツの機会の提供を通じ、障害者スポーツの振興・充実を推進します。
- ・スポーツ活動の機会において、ニーズに応じて障害のある人（児童）の受け入れを検討する等、スポーツをする場や機会の創出を促進します。

◆施設のバリアフリー化

- ・公民館やスポーツ施設等について、バリアフリーの視点を考慮した整備・修繕を推進します。

3. 外出・移動支援の充実

◆情報提供の充実

- ・各種媒体を活用した余暇活動に関する情報の収集・提供に努めます。
- ・いきいき学びのプランについて、点字版や音声版の作成・発行を推進します。

◆外出支援サービスの充実

- ・手話通訳者等の派遣により、聴覚障害のある人の余暇活動への参加を促進します。
- ・移動支援の増加するニーズに対応するとともに、利用者へのサービスの周知を推進します。

基本目標V いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活基盤をつくる

1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた支えあいのしくみづくり

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」について、高齢者のみならず、障害のある人や子どもを含めた対象の拡大をめざします。

そのために重要な地域の支えあいのしくみづくりを推進するため、住民参加による地域づくりの支援や、障害のある人の多様なニーズに対応する相談支援体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

1. 住民参加の促進

◆地域福祉活動の推進

- ・岸和田市社会福祉協議会が組織する地区福祉委員会や、*小地域ネットワーク活動等による情報提供や研修等、住民主体で行う福祉活動の支援を推進します。
- ・地域福祉への障害のある人の参画を推進するため、地域と障害のある当事者との連携を促進します。
- ・岸和田市社会福祉協議会や地域団体だけでなく、郵便・水道等事業者とも連携し、孤立化を防ぐ地域の見守り支援体制の充実に努めます。

◆ボランティア活動の推進

- ・ボランティアセンターでは、新たな人材の確保に向けたボランティア養成講座の開催とともに、勤労者や学生等も参加しやすい体験型プログラムの開発等、より多くの市民が参加できる環境整備を推進します。
- ・新福祉総合センターの整備とともに、市民活動サポートセンターを設置し、市民の自主的な活動を支援していきます。
- ・障害のある人のボランティア活動を推進するため、受け入れ施設の拡大に向けた啓発活動とともに、障害のある人も取り組むことができるプログラムの開発に努めます。
- ・企業やその従業員に向けたボランティア活動等の機会の提供を推進します。

2. 相談支援体制の充実

◆相談対応の充実

- ・障害のある人の総合的な相談窓口である「岸和田市障害者基幹相談支援センター」を拠点とし、各相談支援機関の機能・特性に応じた役割分担を行うことにより、多様なニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。また、支援の必要な人の把握に取り組みます。

- ・岸和田市障害者自立支援協議会の機能強化により、障害のある人への支援体制の整備とともに、効果的な相談支援体制の構築を推進します。
- ・身体、知的、精神障害者相談員について、障害のある人や家族に対する周知を図ります。また、相談員同士や関連機関との連携による相談対応の充実を図ります。
- ・犯罪や触法行為等への関与の防止や、長期入院、入所等からの地域生活移行や支援のため、地域や関連機関と連携した支援体制を構築します。
- ・地域生活支援拠点等の整備の推進により、地域移行支援や親元からの自立等に関する障害のある人やその家族からの相談対応の充実を図ります。

◆*ケアマネジメント体制の充実

- ・障害の特性や家族状況等による様々なニーズに対応できるよう、相談支援専門員を確保するための研修の充実や、勉強会を通じた資質の向上を図ります。
- ・すべての対象者に向けた計画相談支援の推進や、「あゆみファイル」の活用等による多様なニーズの把握、切れ目がない相談支援体制の維持を図ります。

2. 福祉サービスの充実

障害特性や個々のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供するため、サービスの量の確保や質の向上に取り組みます。

また、障害のある人の家族の心身の負担の軽減や、家庭や地域での孤立を防止するため、相談支援体制の充実や必要なサービスの利用促進を図ります。

【具体的な取り組み】

1. 地域生活支援・サービスの充実

◆障害特性や個々のニーズへの対応の充実

- ・計画相談支援に基づき、障害特性や個々のニーズに応じたサービスの確保・提供を図ります。
- ・※障害支援区分の適切な認定により、利用者一人ひとりの実情に応じた支給決定に努めるとともに、審査請求制度について十分な周知を図ります。
- ・居住支援のために必要な相談、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の整備の推進により、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。

◆障害福祉サービスの充実

- ・短期入所（ショートステイ）や移動支援等について、緊急時等にもスムーズに利用ができるサービスの量の確保に努めます。
- ・障害のある人の日中活動の場の確保に向けた事業所の拡充に努めます。
- ・医療的ケアが必要な重度障害のある人への支援の拡充に向けて、医師会との連携や、医療的ケアに対応できる事業所の参入促進を図ります。
- ・高齢の障害のある人に向けて、介護保険事業計画に基づき地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、広域型特別養護老人ホームや※小規模多機能型居宅介護等の必要な施設の整備を図ります。
- ・サービス提供事業所に対する※第三者評価の推進や、苦情解決のためのしくみ構築の検討等により、サービスの質の向上を図ります。

◆地域生活支援事業の充実

- ・障害の特性に応じた各種福祉器具や、日常生活用具の給付の充実を図るとともに、情報提供の充実を図ります。
- ・移動支援事業がさらに使いやすくなるよう、協議・検討を行います。

2. 家族介護者への支援

◆相談支援体制の充実

- ・個別相談支援を行うなかで、家族介護者の健康状態についても把握し、関連機関と連携した支援の充実を図ります。
- ・関連機関が実施する家族会等、家族介護者の悩み相談や、情報交換・交流を図れる場の提供を推進します。

◆サービスの利用促進

- ・家族や相談支援専門員からのニーズに応じ、家族介護者等の心身の負担を軽減するために必要なサービスの提供を推進します。
- ・関係機関からの情報をもとに、サービス未利用者の掘り起こしを推進し、必要な人に必要なサービスが提供できるよう周知を図ります。

3. 人にやさしいまちづくりの推進

公共施設・設備、交通環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進や、障害のある人の交通利便性の確保により、だれもが生活しやすいまちづくりを推進します。

地域移行や地域定着の推進及び、障害のある人が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、住まいの確保を図るとともに、住宅改修等による居住環境の充実に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 利用しやすい快適な都市基盤づくり

◆都市施設の整備の推進

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「※大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や設備について、だれもが安心して利用できるようバリアフリー化を推進します。
- ・新設、建て替え等の際は、障害のある人の意見を伺う機会を設け、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

◆交通環境の整備の推進

- ・国、大阪府、岸和田市、JR西日本、南海電気鉄道により、特定経路及び駅舎の整備を推進し、バリアフリー化の早期完成をめざします。
- ・市道の歩道整備及び地元の要望に応じた交通安全施設の設置を継続していくとともに、安心して利用できる通行空間を早期に実現できるよう推進します。
- ・障害のある人の移動の利便性を確保するため、重度障害のある人等を対象としたタクシー助成券の発行を継続するとともに、対象者への周知を図ります。

2. 生活しやすい住まいづくり

◆住まいの確保

- ・市営住宅について、大阪府や各市町の事例を踏まえ、グループホームの導入について研究するとともに、建て替え時においては、福祉世帯（車椅子常用者向特別設計住宅）の戸数の確保を推進します。
- ・グループホームに入居する障害のある人の家賃の一部助成等により、住まいの場への支援を推進します。
- ・「住宅確保要配慮者」が安心して住まいを確保できる環境整備により、大阪府における住宅セーフティネットの構築を図ります。また、民間賃貸住宅において、障害のある人や高齢者などが円滑に入居できるよう、市民への啓発、住宅建物取引業者の健全育成に努めます。

◆住宅環境の充実

- ・「公営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅における住宅内手摺（浴室、便所、玄関）等の設置を推進します。
- ・市営住宅における医療・福祉サービス施設等の生活支援施設の設置について、他市町の事例を踏まえ、導入について検討します。
- ・高齢者福祉施策等と連携し、障害のある人や高齢者が暮らしやすいよう、住宅改修の支援を推進するとともに、専門職による利用者の身体状況に応じた助言・指導を行い、より適切なサービス提供に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制の整備

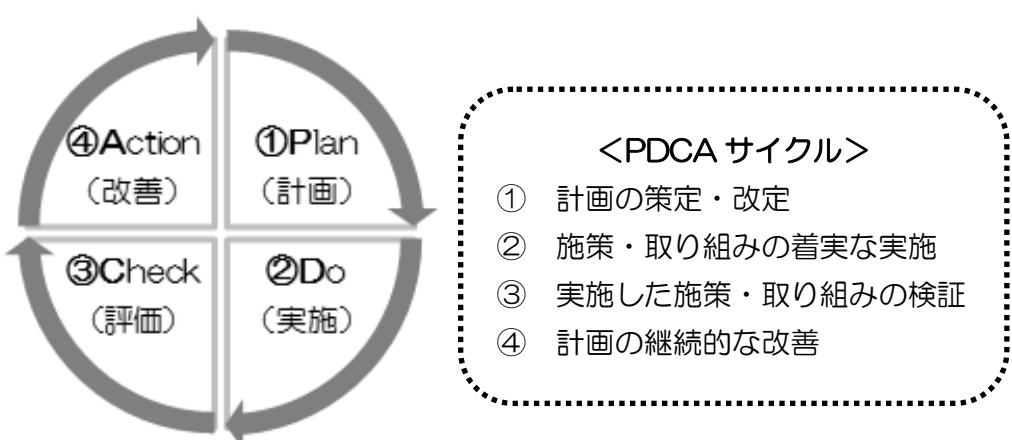
本計画の推進については、保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野が協力して取り組むことが必要となることから、関係各課が連携・調整を図り、一体となって各種施策を推進します。

(2) 関係機関等との連携

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するために、大阪府をはじめ岸和田市社会福祉協議会、岸和田市民生委員児童委員協議会等関係機関や、当事者団体、市民、福祉サービス事業者、ボランティア団体、企業及び行政が、“協働”の考え方のもと、相互に連携を図りながら、総合的かつ計画的に各種施策を推進します。

2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、岸和田市障害者施策推進協議会において進捗状況や施策方針を確認するとともに、協議が必要な事項や新たな課題などについて検討を行い、円滑な推進を図ります。



3. 計画の弾力的運用

平成 28 年 6 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が公布され、平成 30 年 4 月に施行されること等から、今後の国の動向や社会経済情勢等の変化によっては計画内容の見直しを行うなど、弾力的な運用を行うよう努めます。

資 料 編

1. 計画の策定過程

年月日	項目	内容
平成 28 年 7 月 11 日（月）	第1回岸和田市障害者施策推進協議会	1. 開会 2. 委嘱状の交付について 3. 委員自己紹介 4. 事務局自己紹介 5. 市長（副市長）あいさつ 6. 議事 (1) 会長の選出について (2) 会長代理の指名について (3) 第4期障害福祉計画の状況について(H27～H29) (4) 第4次障害者計画（29年度～）策定について (5) その他 7. 閉会
平成 28 年 8 月～9 月	関係団体アンケート及びヒアリングの実施	
平成 28 年 10 月 13 日(木)	第2回岸和田市障害者施策推進協議会	1. 開会 2. 議事 (1) 第4期障害福祉計画における成果目標（27年度実績）について (2) 第4次障害者計画について ・アンケート、ヒアリング報告 ・第4次障害者計画骨子（案） (3) その他 3. 閉会
平成 28 年 12 月 22 日(木)	第3回岸和田市障害者施策推進協議会	1. 開会 2. 議事 (1) 第4次障害者計画（素案）について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他 3. 閉会
平成 29 年 1 月 25 日（水）～2 月 24 日（金）	パブリックコメントの実施	
平成 29 年 3 月 28 日（火）	第4回岸和田市障害者施策推進協議会	1. 開会 2. 議事 (1) 第4次岸和田市障害者計画について ・第4次障害者計画パブリックコメント報告及び計画案の修正について ・第4次障害者計画の諮問について (2) 平成 29 年度からの新規事業について (3) 地域生活支援拠点の整備について (4) その他 3. 閉会

2. 岸和田市障害者施策推進協議会

(1) 岸和田市障害者施策推進協議会規則

平成 15 年 3 月 14 日規則第 7 号

改正

平成 22 年 8 月 26 日規則第 30 号

岸和田市障害者施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附屬機関条例（平成 15 年条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、岸和田市障害者施策推進協議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 22 年規則 30 号〕

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 26 日規則第 30 号）

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(2) 岸和田市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	役職	委員資格
1	◎松端 克文	教授	桃山学院大学（社会学部）
2	○大谷 悟	教授	大阪体育大学（健康福祉学部）
3	浦川 信司	副会長	一般社団法人岸和田市医師会
4	岩田 和久	常務理事	一般社団法人岸和田市歯科医師会
5	岩佐 博	顧問	社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会
6	上野 幸次	副会長	岸和田市民生委員児童委員協議会
7	寺田 一男	会長	岸和田市身体障害者福祉会
8	今口 雅博	会長	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会
9	加藤 義幸	会長	岸和田市精神障害者家族会
10	松藤 洋二	会長	岸和田市視覚障害者協会
11	松崎 恵美	会長	岸和田市聴覚障害者福祉会
12	高田 美穂	会長	岸和田市肢体不自由児者父母の会
13	根末 初子	事務長	岸和田市手をつなぐ育成会
14	西村 美佳	事務局次長	岸和田障害児（者）を守る会
15	叶原 生人	理事	社会福祉法人いづみ野福祉会
16	原 知子	生活支援員	社会福祉法人光生会
17	岡本 浩和	施設長	社会福祉法人かけはし
18	竹原 宏之	—	市民委員
19	谷 節子	—	市民委員
20	福井 清美	—	市民委員

◎会長、○会長代理

3. 用語の説明

あ行

■あゆみファイル

発達支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた、継続した支援を行うためのファイル。幼児期から成人まで、様々なところで子どもが受けた療育・教育・サービスの内容を各機関が記入し、一貫した継続的な支援ができることをめざしている。

■一般就労

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のなかで、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいう。

■医療的ケア

痰の吸引や胃ろうによる経管栄養をはじめ、医師や看護師等による医療的な世話のこと。

■N P O

NonProfit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「N P O法人」とは、特定非営利活動促進法（N P O法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

■大阪府福祉のまちづくり条例

大阪府では、平成4年10月に大阪府福祉のまちづくり条例を独自に策定。福祉のまちづくりに関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、自立支援型福祉社会の実現に資することを目的とする。

か行

■岸和田市避難行動要支援者支援プラン

大規模な災害が発生したときに、自力での避難が難しい障害のある人や高齢者などの安否確認や避難支援等の支援のしくみについての指針となる計画。

■虐待（の）防止

障害のある人に対する虐待は、平成23年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立、平成24年10月1日より施行となっている。この法律による「障害者虐待」は、養護者及び障害者福祉施設従事者等、使用者（雇用主）による障害者虐待をいうと規定している。

■行政の福祉化

行政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携の下に、施策の創意工夫や改善を通じて、障害のある人をはじめ母子家庭の母や高齢者など就労困難な人の雇用、就労機会を創出し、「自立を支援する取り組み」のことをいう。

■協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動すること。一般的な概念ではないが、本計画では、市民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いている。

■グループホーム

地域の住宅（アパート・マンション・一戸建て等）において、障害のある人が一定の経済的負担をおって数人で共同生活する住居。同居あるいは近隣に居住している世話人により食事の提供、相談その他の日常生活上の支援が行われる。

■ケアマネジメント

障害のある人及びその家族に必要とする支援を迅速かつ効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるために連携・調整・統合を行うこと。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

■権利擁護

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障害のある人が安心して日常生活が送れるよう、弁護または擁護すること。

■高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障害を抱え、生活に支障を来たす障害。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において、支援を要する人たちの生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を要する人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との連携の調整等を行う専門的知識を有する人のこと。大阪府が主唱し、府内の各市町村が各所に配置をしている。

さ行

■肢体不自由

上肢、下肢、体幹の機能や運動機能に障害のある状態。

■市民後見人

成年後見制度によって活動する後見人の一種で、弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）以外の、市民を含めた後見人。

■障害支援区分

障害のある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある人の心身の状態を総合的に示す区分であり、市町村がサービスの種類や提供する量を決定する場合に勘案すべき事項の一つ。区分1から区分6まである。

■障害者基幹相談支援センター

障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

■障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の通報や届け出、相談の窓口として、市町村に設置する機関。

■障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・就労等の関係諸機関との連絡調整を行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する機関。（岸和田市は、泉州中障害者就業・生活支援センターが管轄）

■小規模多機能型居宅介護

重度の要介護状態や認知症となっても自宅での生活を続けていくことができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。

■小地域ネットワーク活動

地区福祉委員会が主体となり、地域の高齢者や障害のある人、児童、子育て中の親子等、自立生活を行う上で支援を必要とする人一人ひとりを対象に行う、地域住民による支えあい・助けあい活動のこと。

■情報のバリアフリー化

視覚や聴覚に障害のある人が支障なく情報通信を利用できるようにすること。

■自立支援医療（精神通院医療）

精神障害を持ち、継続的な入院によらない精神医療（通院医療）を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度。

■自立支援協議会

地域の障害福祉にかかわる定期的な協議・調整の場として関係機関の参画のもとに設置。障害のある人や家族などを支えるために必要な協議・検討・調整などを進める。

■スキルアップ

技術や能力を高めること。

■成年後見制度

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人を保護・支援する制度。後見人は、財産管理や契約における代理・同意等を行う。

た行

■第三者評価

介護保険サービス等の利用者が、質の高いサービスを選択できるよう、サービス事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行うサービス。

■地域活動支援センター

障害者自立支援法によって定められた、障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する機関。

■ 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

■ 地域包括ケアシステム

だれもが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようするため、介護予防、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して、住民のニーズに応じて一体的・体系的に切れ目なく提供するしくみ。

■ 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するための中核的機関。介護予防や権利擁護の推進、高齢者本人や家族からの相談対応を行うとともに、必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

■ 地域リハビリテーション

障害のある人や高齢者が住み慣れた所で、そこに住む人々とともに、生涯安全にいきいきとした生活が送れるように、医療や保健・福祉及び生活にかかわるあらゆる人々のリハビリテーションの立場に立った活動。

■ 聴覚・平衡機能障害

聴覚機能や体を正常な位置に保つ機能に障害があること。身体障害者福祉法では、聴覚障害は両耳の聴力がそれぞれ 70dB 以上の者（40cm以上の距離で発声された会話が理解できない）、一方の耳の聴力が 90dB で残りの耳の聴力が 50dB 以上の者をいい、平衡機能では著しい障害がある者として、それぞれの者を支援の対象としている。

■ 特別支援教育

従来の特殊教育の対象とされる障害だけではなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

■ 特別支援教育コーディネーター

学校内、または福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に配置する教育的支援を行う人のこと。

■内部障害

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害の7つの障害の総称。

■難病

原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれのが少なくない疾病。

■日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域で安心して暮らし続けられるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や金銭管理などを行う事業。

■発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

■バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差解消などハード面（施設）にとどまらず、障害のある人の社会参加を困難にするソフト面での障害（制度、偏見等）の除去も含む。

■ハローワーク

公共職業安定所の愛称。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。

■ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。

■福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種の授産施設や小規模作業所等で就労訓練を受けながら作業を行うこと。

■福祉避難所

災害時に、介護の必要な高齢者や障害のある人等を一時的に受け入れて介護する施設。

■ホームヘルプサービス

障害のある人の家庭を訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、身体介護や家事援助などをを行うサービス。

や行

■ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

ら行

■ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のこととで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）等によって区分される。

■レスパイト

介護を要する高齢者や障害のある人の家族が一時的に、一定期間介護から放れ、それによって日頃の身体的・精神的な疲れなどを回復すること。

第4次 岸和田市障害者計画
平成29年3月

編集・発行 岸和田市 保健福祉部 障害者支援課
〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
TEL : 072-423-2121
FAX : 072-423-4644